

sansan



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2019年5月

Sansan株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,731,875千円（見込額）の募集及び株式28,565,750千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式4,590,487千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2019年5月16日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

Sansan株式会社

東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル13F

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

Mission

出会いからイノベーションを生み出す

いつの時代も、世界を動かしてきたのは人と人の出会いです。

私たちは出会いが持つ可能性を再発見し、

未来につなげることでビジネスを変えていきます。

イノベーションにつながる新しい出会いを生み出す。

出会いの力でビジネスの課題にイノベーションを起こす。

そして、名刺からはじまる出会い、そのもののあり方を変えていきます。

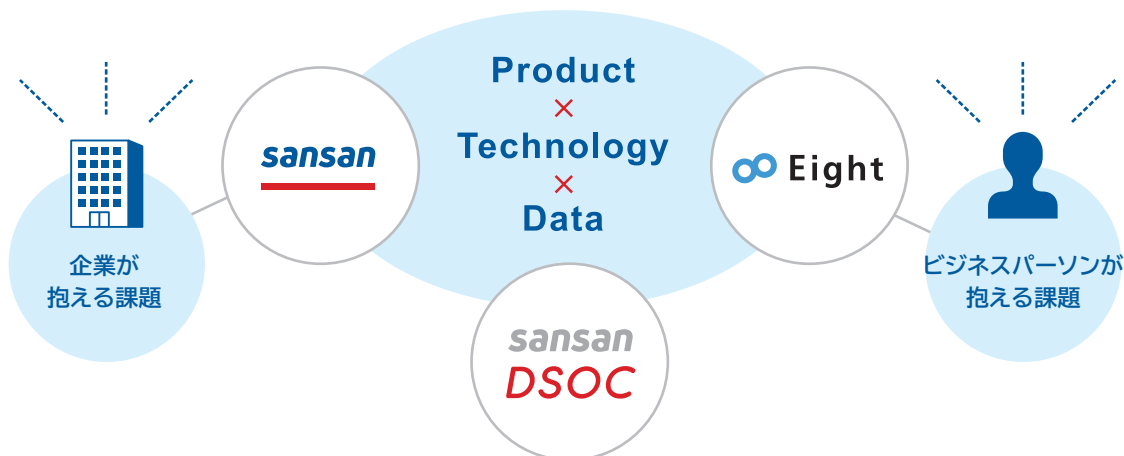


1 事業の概況

当社グループは、「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションを掲げ、「クラウドソフトウェア」に「テクノロジーと人力による名刺データ化の仕組み」を組み合わせた新しい手法を軸に、名刺管理をはじめとした企業やビジネスパーソンが抱えるさまざまな課題の解決につながるサービスを展開しています。

具体的には、名刺をデータ化し、人と人のつながりを情報として可視化・共有できる、法人向けクラウド名刺管理サービス「Sansan」を展開するSansan事業と、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの仕組みを取り入れ、名刺をビジネスのつながりに変える名刺アプリ「Eight」を展開するEight事業を運営しています。また、両事業共通の基盤として、名刺のデータ化等をデータ統括部門「DSOC(Data Strategy & Operation Center)」が担っており、新技術の開発とデータ入力オペレーションの改善を追求し続けています。

事業領域

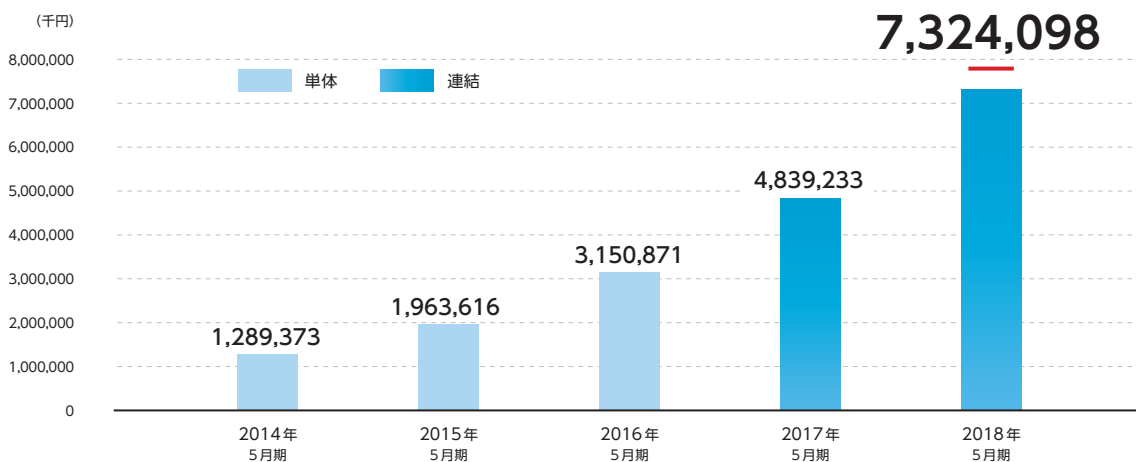


沿革

当社は2007年に創業し、当時から手掛ける「Sansan」は、名刺管理サービス市場を自ら創り上げてきたことで、当該市場で高いシェアを有しており、パイオニアとして市場をリードしています。また、2012年に開始した名刺アプリ「Eight」のユーザー拡大とあわせて、当社及び当社サービスのブランド認知度は高まっているものと考えています。

創業11期目の2018年5月期の連結売上高は73億円となり、2019年3月末時点の従業員数は477名に拡大しました。

売上高の推移



ビジネス・プラットフォームとしての価値

当社グループの提供する「Sansan」と「Eight」は、数多くのビジネスパーソンが利用するサービスとなっています。名刺管理という極めて基本的なビジネスニーズと、そこに自立的に蓄積されるデータや情報が土台となっていることから、他のサービスやデータベースとの連携性や拡張性が高く、ビジネスにおけるプラットフォームになり得る要件を兼ね備えているものと捉えています。したがって、ビジネス・プラットフォームとしての価値を高めていくことで、さまざまなビジネス機会にアクセスしやすいという特徴を有していると考えています。



※エコシステム：複数の企業が連携し、それぞれの製品や技術、強みを活かしながら、業種・業界の垣根を越えて共存共栄する仕組みのこと

2 事業の内容

Sansan事業 事業の概要

Sansan事業では、「Sansan, Where Business Starts 名刺管理から、ビジネスがはじまる」をコンセプトに、クラウド型の名刺管理サービス「Sansan」を法人向けに展開しています。

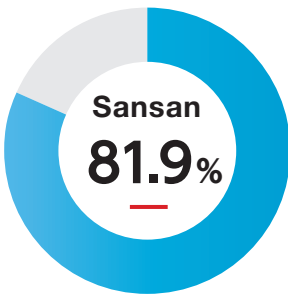
名刺は、ビジネスの出会いのシーンで交換される慣習が根強く、そこには、氏名や所属する会社、組織、役職、連絡先等のビジネスパーソンを表す正確な情報が記載されています。また、名刺交換の履歴情報自体にもユニークな価値があるほか、現在でも紙のままですら日常的に利用されていてデジタル化が進んでおらず、業務効率化や有効活用の余地が大きく残されていると考えています。

「Sansan」は、2019年5月期第3四半期末で契約件数5,738件、名刺管理サービス市場で81.9%(2017年時点)のシェアを獲得しています。また、その利便性が評価され、継続的に利用されるサービスとなっており、直近12か月平均の月次解約率は1.0%以下に留まっています(2019年5月期第3四半期末時点では0.73%)。



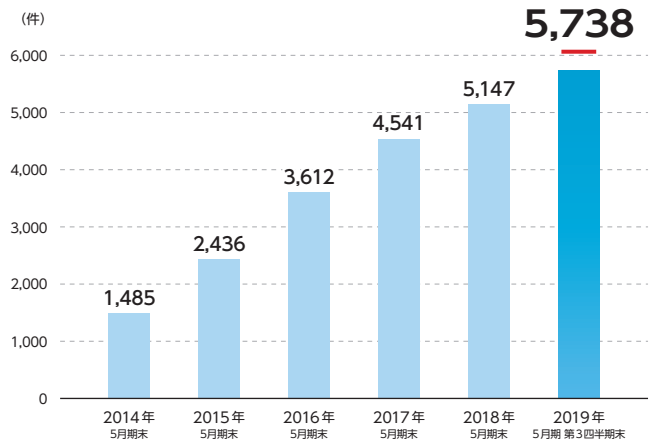
TVCM 第6弾「面識アリ2018」また、上にやられた篇

法人向け名刺管理サービス 参入企業シェア

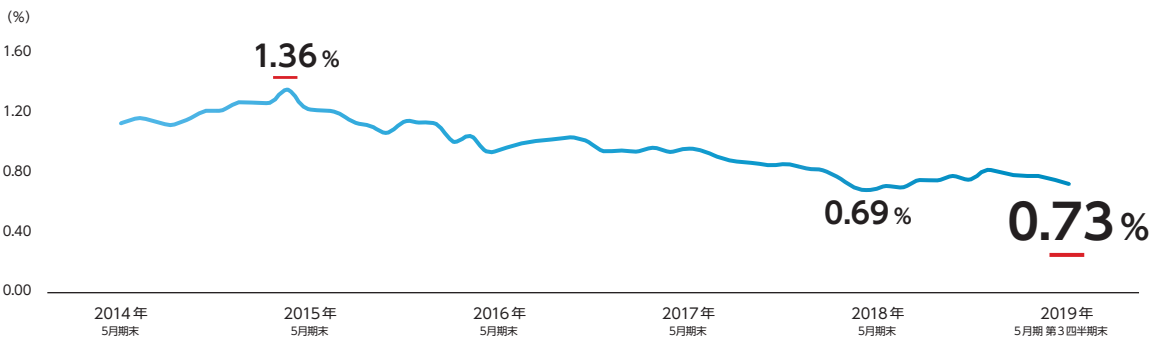


※2017年の金額シェアベース
株式会社シード・プランニング
「名刺管理サービスの市場とSFA/CRM関連ビジネス」(2018年11月)

「Sansan」契約件数の推移



「Sansan」直近12か月平均月次解約率



※ 月次解約率：既存契約の月額課金額に占める、解約に伴い減少した月額課金額の割合

Sansan 事業 サービスの提供価値

「Sansan」では、企業に眠る名刺を事業活動に使える資産に変えることで、ビジネスの「出会い」の価値を最大化することができますと考えています。ユーザー企業は名刺をスキャンするだけで、名刺情報は当社グループ及び外部の情報処理パートナーの入力オペレーター等により正確にデータ化され、クラウド型アプリケーションを通じて「AI名刺管理」を利用することができます。本機能では、各社員単位での名刺管理だけでなく、組織内での名刺情報の共有も可能となります。また、最新の人物情報が通知される人事異動ニュースの配信や一括メール配信機能等の幅広い顧客管理機能を備えています。

更に、これらの基本的機能に加えて、同僚とスムーズな情報共有を可能にする社内電話帳や同僚の強みや知見を可視化する機能を備えた「同僚コラボレーション」、社内のデータベース連携や顧客データの高度な名寄せが可能な「顧客データHub」といった機能も提供しています。

クラウド上の名刺データにはパソコンやスマートフォンから素早くアクセスが可能であり、検索機能や電話・メッセージ機能等の活用を通じて、ビジネスパーソンに生産性向上、業務改善、コストの削減といった効果を提供しています。また、組織内で名刺情報の共有や企業内の顧客データの名寄せ等が行えることで、ユーザー企業のビジネス機会の創出につながる高度なマーケティング活動、顧客管理等が可能になると考えています。これらは、ユーザー企業が働き方改革を行う上でも重要な「労働生産性の向上」にも寄与すると考えています。



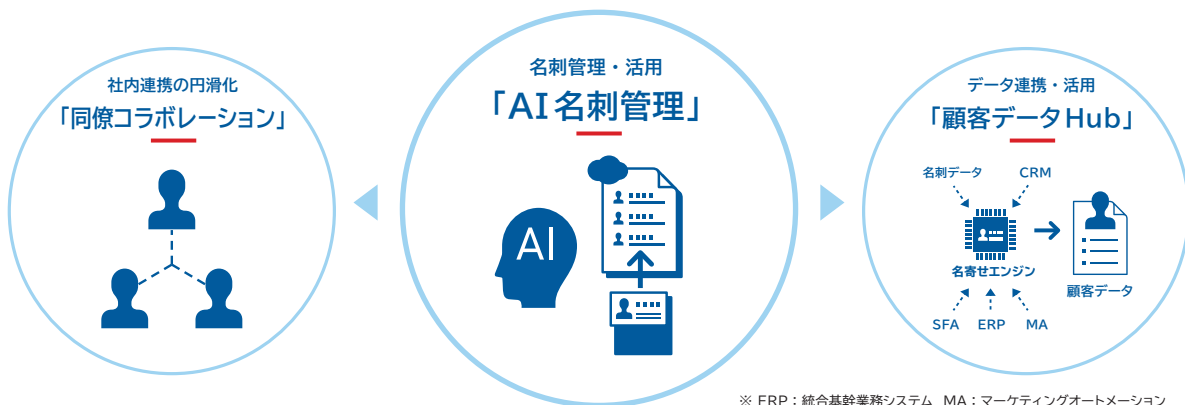
企業が抱える課題

- ・名刺交換情報が社内で共有されていない
- ・社内コミュニケーションが円滑にできていない
- ・名刺情報が持つ価値に気付けていない



「Sansan」の提供価値

ビジネスがはじまる3つの機能提供



※ ERP：統合基幹業務システム MA：マーケティングオートメーション
SFA：営業支援システム CRM：顧客管理システム



利用企業のメリット

生産性向上 業務改善
コスト削減 ビジネス機会の創出

Eight 事業 事業の概要

Eight 事業では、「名刺でつながる、ビジネスのためのSNS」をコンセプトに、単なる名刺管理だけではなく、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスの仕組みを取り入れた新しいビジネスネットワークサービスとして名刺アプリ「Eight」を運営しています。

2017年には、初のテレビコマーシャルを含む広告宣伝活動を展開し、ビジネスネットワークとしての価値を強く訴求してきた結果、手軽に名刺管理ができるサービスとして2019年5月期第3四半期末で、235万人のユーザー(注)を有しています。

(注)ユーザー数の定義は、アプリをダウンロード後、自身の名刺をプロフィールに登録した認証ユーザー数

Eight 事業 サービスの提供価値

「Eight」では、「Sansan」と同様に、名刺をスキャンするだけで、自分や交換相手の名刺情報が正確にデータ化されます。「Eight」では、まず利用ユーザーは自分の名刺を登録することで、ビジネスライフを通じて活用できる自身のページが作成され、プロフィール管理が可能となります。次に、交換相手の名刺を登録することで名刺管理機能が活用でき、クラウド上にデータ化された全ての名刺情報には、スマートフォンやパソコンから、いつでもどこでもアクセスが可能となります。また、ネットワークワーキング・サービスを通じてつながった相手の情報に変更があった場合には、登録した名刺情報が自動で最新の状態に更新され、通知が届くようになります。加えて、ビジネスチャットが送り合えるメッセージ機能も利用ができ、ユーザー自身が持つビジネスネットワークをよりスムーズに活用することが可能となります。更に、興味のある企業の情報収集や転職活動等にも活用ができます。



ビジネスパーソンが
抱える課題

- ・ビジネスの出会いを活かしきれていない
- ・名刺情報に容易にアクセスできていない
- ・ビジネスSNSを活用したいが友人を増やすことが目的ではない



「Eight」の提供価値

ライフタイムで使えるサービスを提供

「プロフィール管理」



「名刺管理」
「コミュニケーション」



「企業との関わり」
(情報収集)



事業共通の強み

名刺管理サービスにおける名刺データ化の精度は、サービスの本質的な品質・競争力に資するものであり、「Sansan」では、99.9%の精度を、そして「Eight」でもそれに準ずる高い精度を有しています。当社グループのサービスでは、機械学習等によって日々進化するテクノロジーと、人力の組み合わせによって名刺のデータ化を行っています。創業以来、人力による名刺データ入力を中心に、膨大な名刺をデータ化してきたことで、現在では、大量の名刺を正確かつ効率的にデータ化する独自システムの開発・運営が可能となりました。この技術力と独自の仕組みが競争力の源泉であり、継続的なサービス品質・競争力の向上に向けて、新技術の開発やオペレーションの改善を追求し続けています。

3 成長戦略

Sansan 事業の更なる成長



マーケティング活動から新規受注までの一連の業務プロセスが確立し、安定的な成長を続けていますが、今後の更なる成長に向けて積極的な施策を実施していきます。

契約件数の拡大と契約当たり売上高の拡大

大企業向け営業体制の確立や国内外の拠点を通じた広範な営業活動の展開等により、契約件数の拡大に取り組みます。同時に、全社での利用を前提とした大型契約の獲得や、既存顧客の利用拡大の促進、新たな付加価値を提供するサービスの推進等によって、契約当たり売上高の拡大にも取り組みます。

ビジネス・プラットフォームとしての展開強化

正規情報として大量の名刺データを軸にすることで、「Sansan」は企業内のあらゆるサービスと連携し、ビジネス・プラットフォームの中心となることができると考えています。引き続き、プラットフォームとしての拡張性を強化し、さまざまなビジネス機会へのアクセスを図ります。具体的には、提供している機能を外部のアプリケーションから利用できるようにする Open API 等を活用し、SFA や CRM、MA、ERP ツール等と「Sansan」の連携を強化、加速させていきます。また、「Sansan」のアプリケーションにおいて、ニュースや業績等に関する企業情報や経歴・異動情報を含む人物情報等を提供していくことで、コンタクト情報だけではなく、あらゆるビジネス情報の窓口になることを目指します。

Eight 事業のマネタイズ(収益化)



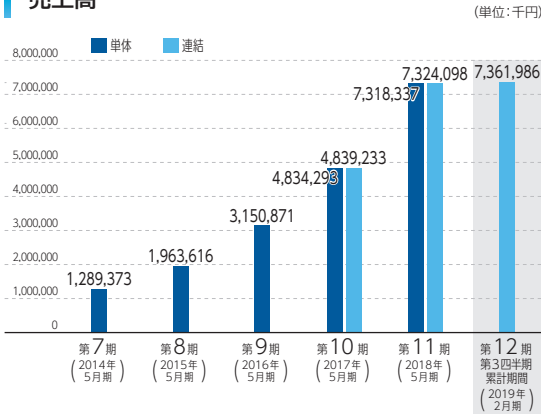
2015年より、一部利用機能を拡充した個人向け有料サービス「Eightプレミアム」を展開していますが、事業全体でのマネタイズを加速すべく、現在、企業向け有料サービスの開発・展開に注力しています。

- 「Eight 企業向けプレミアム」 「Eight」における名刺共有を企業内で可能にするサービスで、従業員数名から20名程度の小規模企業をコア・ターゲットとして展開
- 「Eight Career Design」 転職潜在層のユーザーにアプローチが可能な採用関連サービスで、採用市場におけるユニークなポジションの確立を目指して価値を提供
- 「Eight Ads」 「Eight」のユーザーに対して広告を配信できるサービス

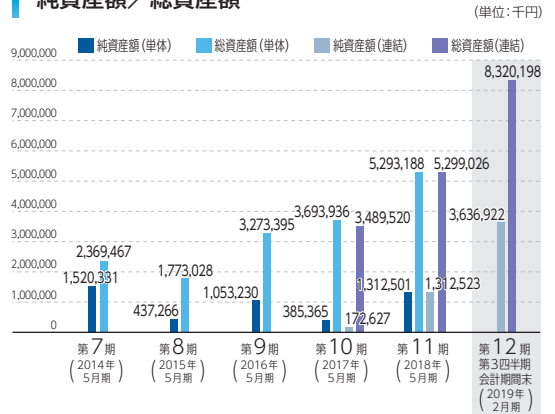
両事業を軸に、中長期的な株主価値及び企業価値の最大化を図る

4 業績等の推移

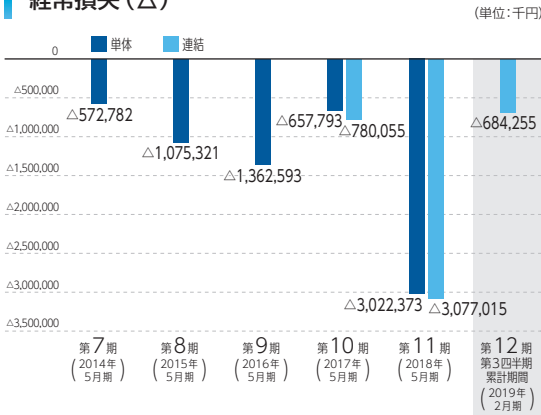
売上高



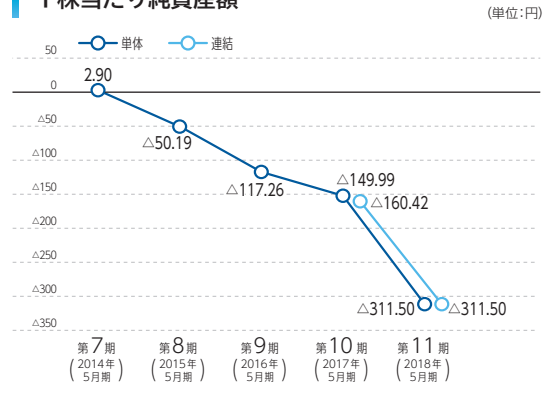
純資産額／総資産額



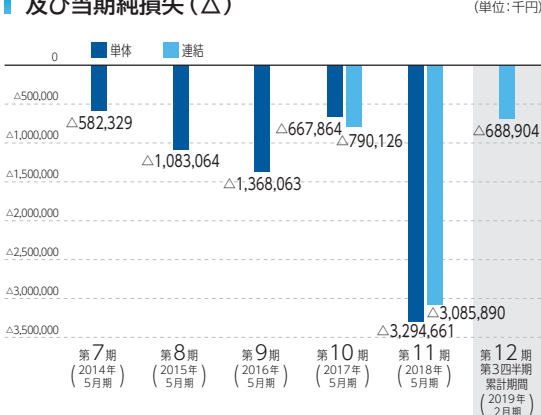
経常損失(△)



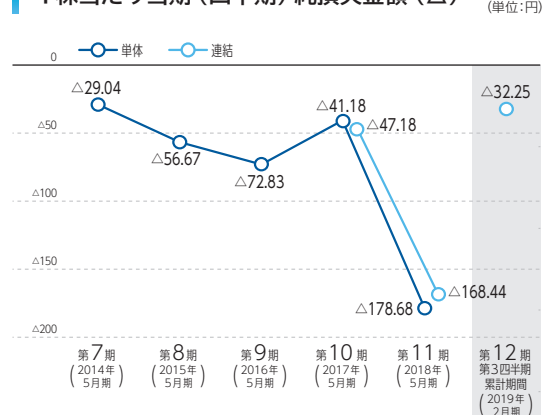
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失(△)及び当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)



※1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
 ※第10期及び第11期の連結財務諸表並びに財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。また、第12期第3四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。なお、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該監査を受けておりません。
 ※2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますので、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。
 ※第7期から第11期及び第12期第3四半期連結累計期間の経常損失、親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失及び当期純損失の計上は、新規顧客獲得と売上拡大のため、積極的な広告宣伝活動や開発活動等を行ったこと等によります。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	3
第2 売出要項	4
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	4
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	19
5. 従業員の状況	20
第2 事業の状況	21
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	21
2. 事業等のリスク	24
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
4. 経営上の重要な契約等	30
5. 研究開発活動	30
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
2. 自己株式の取得等の状況	49
3. 配当政策	49
4. 株価の推移	49
5. 役員の状況	50
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	52

第5	経理の状況	58
1.	連結財務諸表等	59
(1)	連結財務諸表	59
(2)	その他	98
2.	財務諸表等	99
(1)	財務諸表	99
(2)	主な資産及び負債の内容	112
(3)	その他	112
第6	提出会社の株式事務の概要	113
第7	提出会社の参考情報	114
1.	提出会社の親会社等の情報	114
2.	その他の参考情報	114
第四部	株式公開情報	115
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	115
第2	第三者割当等の概況	120
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	120
2.	取得者の概況	122
3.	取得者の株式等の移動状況	125
第3	株主の状況	126
	[監査報告書]	129

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月16日
【会社名】	Sansan株式会社
【英訳名】	Sansan, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺田 親弘
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル13F
【電話番号】	03-6758-0033 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 橋本 宗之
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル13F
【電話番号】	03-6758-0033 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 橋本 宗之
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,731,875,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 28,565,750,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 4,590,487,500円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	500,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）1. 2019年5月16日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2019年5月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、2019年5月16日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,126,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2019年6月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2019年5月30日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	500,000	1,731,875,000	952,531,250
計（総発行株式）	500,000	1,731,875,000	952,531,250

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2019年5月16日開催の取締役会決議に基づき、2019年6月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定仮条件（3,650円～4,500円）の平均価格（4,075円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は2,037,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2019年6月11日(火) 至 2019年6月14日(金)	未定 (注) 4.	2019年6月18日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2019年5月30日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年6月7日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2019年5月30日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2019年6月7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2019年5月16日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2019年6月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2019年6月19日(水) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2019年6月3日から2019年6月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、新株式の発行も中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿中央支店	東京都新宿区新宿三丁目4番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	500,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2019年6月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	500,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2019年5月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2019年6月7日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,905,062,500	22,000,000	1,883,062,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件(3,650円~4,500円)の平均価格(4,075円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,883,062千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限4,292,105千円と合わせて、運転資金としての①広告宣伝費・販売促進費等のマーケティング投資、②人件費、③採用費に充当する予定であります。

①広告宣伝費・販売促進費等のマーケティング投資

「Sansan」サービスや「Eight」サービス等の更なる認知度向上、顧客の継続利用や契約の拡大等を目的とした広告宣伝・販売促進費等のマーケティング投資の一部として、2,575,167千円(2020年5月期に1,075,167千円、2021年5月期に1,500,000千円)を充当予定であります。

②人件費

主にSansan事業における営業人員、及び製品開発のためのエンジニアリング人材等の採用等、事業成長を支える人材基盤を整えることを目的に、人件費の増分の一部として3,000,000千円(2020年5月期に1,000,000千円、2021年5月期に2,000,000千円)を充当予定であります。

③採用費

上記②の採用を行うため、人材採用費用の一部として600,000千円(2020年5月期に300,000千円、2021年5月期に300,000千円)を充当予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2019年6月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	7,010,000	28,565,750,000	<p>東京都千代田区丸の内1-4-1 株式会社INCJ 1,740,000株</p> <p>東京都港区六本木6-10-1 ジー・エス・グロース・インベストメント 合同会社 1,300,000株</p> <p>2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA 94025 DCM Ventures China Fund(DCM VII), L.P. 675,000株</p> <p>東京都港区六本木1-6-1 ジャパン・スプレッド・パートナーズⅢ投 資事業有限責任組合 600,000株</p> <p>東京都中央区銀座8-4-17 R I P 2号R&D投資組合 500,000株</p> <p>東京都千代田区丸の内1-6-6 ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責 任組合 450,000株</p> <p>東京都品川区東五反田5-11-1 EEIクリーンテック投資事業有限責任組合 345,000株</p> <p>東京都渋谷区道玄坂1-12-1 株式会社サイバーエージェント 295,000株</p> <p>東京都千代田区大手町1-3-7 株式会社日本経済新聞社 230,000株</p> <p>東京都千代田区丸の内1-6-6 ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責 任組合 210,000株</p> <p>The Landmark @ One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA, USA salesforce.com, inc. 205,000株</p>

種類	売出数 (株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				東京都港区芝 3-33-1 ジャパン・コインベスト投資事業有限責任 組合 165,000株
				2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA 94025 DCM VII, L.P. 65,000株
				Rotorua, New Zealand 角川 素久 65,000株
				東京都渋谷区 寺田 親弘 50,000株
				東京都新宿区 塩見 賢治 40,000株
				東京都渋谷区桜丘町26-1 ブログビジネスファンド投資事業有限責任 組合 35,000株
				東京都千代田区麴町 3-2 WMグロース 3号投資事業有限責任組合 10,000株
				神奈川県鎌倉市 富岡 圭 10,000株
				東京都中央区 常楽 諭 10,000株
				神奈川県川崎市高津区 永井 晋平 10,000株
計(総売出株式)	—	7,010,000	28,565,750,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）される予定であります。なお、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2019年6月7日）に決定されますが、海外販売株数は引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 上記売出数7,010,000株には、日本国内における販売（以下「国内販売」といい、国内販売される株数を「国内販売株数」という。）に供される株式と海外販売に供される株式が含まれており、上記売出数7,010,000株は、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数の上限の株数であります。最終的な引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2019年6月7日）に決定されますが、国内販売株数は引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数以上とします。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（3,650円～4,500円）の平均価格（4,075円）で算出した見込額であります。なお、当該総額は国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
6. 売出数等については今後変更される可能性があります。
7. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。
8. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
9. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
10. 当社は、野村証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、取得金額250百万円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2019年 6月11日(火) 至 2019年 6月14日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内二丁 目5番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目 14番1号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2019年6月7日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,126,500	4,590,487,500	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 1,126,500株
計(総売出株式)	—	1,126,500	4,590,487,500	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,126,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行又は「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（3,650円～4,500円）の平均価格（4,075円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2019年 6月11日(火) 至 2019年 6月14日(金)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式会社 の本店及び 全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である寺田 親弘（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,126,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,126,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	2019年7月17日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2019年5月30日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2019年6月7日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、野村證券株式会社は、2019年6月19日から2019年7月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である寺田親弘並びに売出人である塩見賢治、富岡圭及び常楽諭並びに当社株主である赤浦徹は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2019年9月16日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

売出人であるDCM Ventures China Fund(DCM VII), L.P.、ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合、EEIクリーンテック投資事業有限責任組合、株式会社サイバーエージェント、ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合、salesforce.com, inc.、ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合、DCM VII, L.P.、角川素久、プログビジネスファンド投資事業有限責任組合、WMグロース3号投資事業有限責任組合及び永井晋平並びに当社株主であるA-Fund, L.P.及び株式会社光通信は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2019年9月16日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるSansan従業員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年12月15日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年12月15日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2019年5月16日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（DCM Ventures China Fund(DCM VII), L.P.、株式会社SMB C信託銀行（特定運用金外信託口 契約番号12100440）、A-Fund, L.P.、日本郵政キャピタル株式会社、salesforce.com, inc.、DCM VII, L.P.、SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合及びT. Rowe Price Japan Fund）及び当社新株予約権の割当を受けた者（串田隆徳（受託者）並びに当社又は当社子会社の役員及び従業員）との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

2019年5月16日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して海外販売が行われる予定であります。

海外販売の概要は以下のとおりです。

- | | |
|--|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 売出数 | 未定
(売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定されます。最終的な海外販売株数は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。) |
| (3) 売出価格 | 未定
(「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様の決定方法により、売出価格決定日に、下記(4)に記載の引受価額と同時に決定される予定であります。) |
| (4) 引受価額 | 未定
(日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、売出価格決定日に決定されます。) |
| (5) 売出価額の総額 | 未定 |
| (6) 株式の内容 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| (7) 売出方法 | 下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しに係る売出数を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部を野村證券株式会社の関連会社等を通じて、海外販売いたします。 |
| (8) 引受人の名称 | 「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の引受人 |
| (9) 売出しを行う者の氏名又は名称 | 「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人 |
| (10) 売出しを行う地域 | 欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。） |
| (11) 受渡年月日 | 2019年6月19日(水) |
| (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 | 株式会社東京証券取引所 |

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第10期	第11期
決算年月		2017年5月	2018年5月
売上高	(千円)	4,839,233	7,324,098
経常損失(△)	(千円)	△780,055	△3,077,015
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(千円)	△790,126	△3,085,890
包括利益	(千円)	△792,888	△3,081,901
純資産額	(千円)	172,627	1,312,523
総資産額	(千円)	3,489,520	5,299,026
1株当たり純資産額	(円)	△160.42	△311.50
1株当たり当期純損失金額 (△)	(円)	△47.18	△168.44
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	4.9	24.8
自己資本利益率	(%)	—	—
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	198,909	△1,609,791
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△376,927	△679,187
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	151,801	3,826,486
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	2,004,410	3,546,018
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	305 (265)	402 (324)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、1株当たり当期純損失金額であることから記載しておりません。

4. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイトを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

7. 第10期及び第11期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

8. 2018年5月29日開催の取締役会決議により、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

9. 第10期及び第11期の経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失の計上は、新規顧客獲得と売上拡大のため、積極的な広告宣伝活動や開発活動等を行ったこと等によります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2014年5月	2015年5月	2016年5月	2017年5月	2018年5月
売上高 (千円)	1,289,373	1,963,616	3,150,871	4,834,293	7,318,337
経常損失 (△) (千円)	△572,782	△1,075,321	△1,362,593	△657,793	△3,022,373
当期純損失 (△) (千円)	△582,329	△1,083,064	△1,368,063	△667,864	△3,294,661
資本金 (千円)	1,107,948	1,107,948	1,412,604	1,053,230	3,164,128
発行済株式総数					
普通株式	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
B種株式 (株)	339	339	339	339	339
C種株式	—	—	236	236	236
D種株式	—	—	—	—	240
純資産額 (千円)	1,520,331	437,266	1,053,230	385,365	1,312,501
総資産額 (千円)	2,369,467	1,773,028	3,273,395	3,693,936	5,293,188
1株当たり純資産額 (円)	28,982.92	△501,931.22	△1,172,550.78	△149.99	△311.50
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△290,436.96	△566,728.02	△728,311.49	△41.18	△178.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	64.2	24.7	32.2	10.4	24.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	110	161	236	304	400
(外、平均臨時雇用者数)	(50)	(139)	(209)	(265)	(324)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っており、また、2018年12月4日付での有償第三者割当によりE種株式が882,353株増加しております。さらに、2019年1月31日付でB種株式3,390,000株、C種株式2,360,000株、D種株式2,400,000株及びE種株式882,353株につき普通株式9,032,353株へ転換して、発行済株式総数(普通株式)は9,032,353株増加し、発行済株式総数は29,432,353株となっております。

3. 1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、1株当たり当期純損失金額であることから記載しておりません。

6. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員(契約社員を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

9. 第10期及び第11期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。第7期、第8期及び第9期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該監査を受けておりません。

10. 2018年5月29日開催の取締役会決議により、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
11. 第7期から第11期の経常損失及び当期純損失の計上は、新規顧客獲得と売上拡大のため、積極的な広告宣伝活動や開発活動等を行ったこと等によります。
12. 当社は、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第7期、第8期及び第9期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2014年5月	2015年5月	2016年5月	2017年5月	2018年5月
1株当たり純資産額 (円)	2.90	△50.19	△117.26	△149.99	△311.50
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△29.04	△56.67	△72.83	△41.18	△178.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
2007年6月	名刺管理サービスを提供することを目的として、東京都新宿区市谷田町にて、三三株式会社（現 Sansan株式会社）を設立
2007年9月	法人向けサービス「LinkKnowledge」（現「Sansan」）を提供開始
2007年10月	一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」付与の認定
2008年10月	本社を東京都千代田区四番町に移転
2010年10月	開発拠点としてSansan神山ラボを徳島県名西郡神山町に新設
2010年11月	本社を東京都千代田区九段南に移転
2012年2月	個人向けサービス「Eight」を提供開始
2013年8月	法人向けサービスの名称を「Sansan」へ変更
2013年10月	現地でのSansan事業の展開を目的として、米国デラウェア州に子会社Sansan Corporation（現連結子会社）を設立
2014年3月	本社を東京都渋谷区神宮前に移転し、商号をSansan株式会社へ変更
2014年10月	開発拠点としてSansan京都ラボ（現Sansan Innovation Lab）を京都市中京区に新設
2015年8月	開発拠点としてSansan長岡ラボを新潟県長岡市に新設
2015年10月	現地でのSansan事業の展開を目的として、シンガポールに子会社Sansan Global PTE. LTD.（現連結子会社）を設立
2015年12月	大阪オフィス（現関西支店）を大阪市北区に新設
2016年5月	名古屋オフィス（現名古屋支店）を名古屋市中区に新設
2016年12月	福岡支店を福岡市中央区に新設
2017年4月	札幌支店（現Sansan札幌ラボ）を札幌市手稲区に新設

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社（Sansan Global PTE. LTD. 及びSansan Corporation）の計3社により構成されており、「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションを掲げ、「クラウドソフトウェア」に「テクノロジーと人力による名刺データ化の仕組み」を組み合わせた新しい手法を軸に、名刺管理をはじめとした企業やビジネスパーソンが抱えるさまざまな課題の解決につながるサービスを展開しております。具体的には、名刺をデータ化し、人と人のつながりを情報として可視化・共有できる、法人向けクラウド名刺管理サービス「Sansan」を展開するSansan事業と、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの仕組みを取り入れ、名刺をビジネスのつながりに変える名刺アプリ「Eight」を展開するEight事業を運営しております。また、両事業共通の基盤として、名刺のデータ化等をデータ統括部門「DSOC（Data Strategy & Operation Center）」が担っており、新技術の開発とデータ入力オペレーションの改善を追求し続けております。

また、当社グループの提供する「Sansan」と「Eight」は、数多くの企業やビジネスパーソンが利用するサービスとなっており、名刺管理という極めて基本的なビジネスニーズと、そこに蓄積されるデータや情報が土台となることから、他のサービスやデータベースとの連携可能性が高く、ビジネスにおけるプラットフォームになり得る要件を兼ね備えているものと捉えております。したがって、ビジネス・プラットフォームとしての価値を高めていくことで、さまざまなビジネス機会にアクセスしやすいという特徴を有していると考えております。

なお、次の2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) Sansan事業（主要な会社：当社、Sansan Global PTE. LTD.、Sansan Corporation）

Sansan事業では、「Sansan, Where Business Starts 名刺管理から、ビジネスがはじまる」をコンセプトに、クラウド型の名刺管理サービス「Sansan」を法人向けに展開しております。「Sansan」の活用により、例えば、企業が抱える「名刺交換情報が社内で共有されていない」、「社内コミュニケーションが円滑にできていない」、「名刺情報が持つ価値に気付いていない」といった課題を解決し、企業に眠る名刺を事業活動に使える資産に変えることで、ビジネスの「出会い」の価値を最大化することができると考えております。ユーザー企業は名刺をスキャンするだけで、名刺情報は当社グループ及び外部の情報処理パートナーの入力オペレーター等により正確にデータ化され、クラウド型アプリケーションを通じて「AI名刺管理」を利用することができます。本機能では、各社員単位での名刺管理だけでなく、組織内での名刺情報の共有も可能となります。また、最新の人物情報が通知される人事異動ニュースの配信や一括メール配信機能等の幅広い顧客管理機能を備えております。更に、これらの基本的機能に加えて、同僚とスムーズな情報共有を可能にする社内電話帳や同僚の強みや知見を可視化する機能を備えた「同僚コラボレーション」、社内のデータベース連携や複雑な顧客データの高度な名寄せが可能な「顧客データHub」といった機能も提供しております。

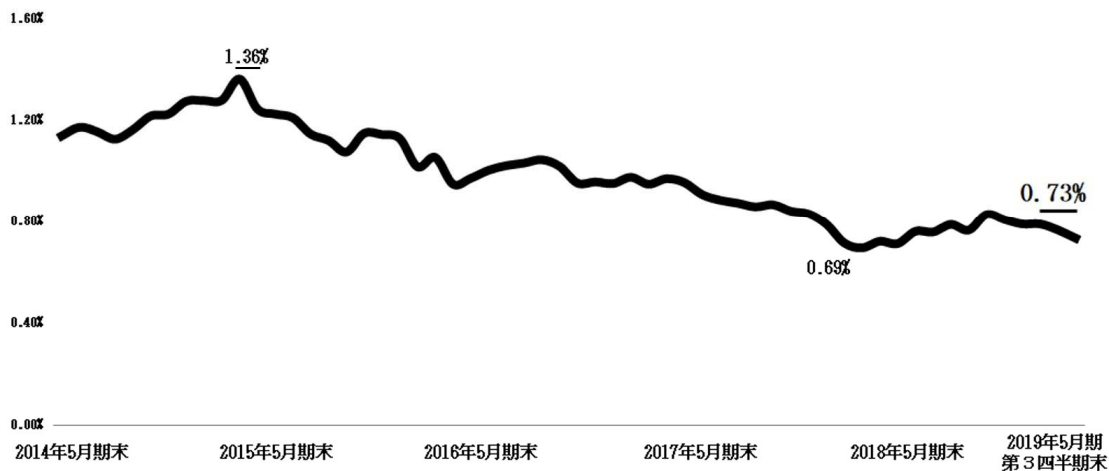
クラウド上の名刺データにはパソコンやスマートフォンから素早くアクセスが可能であり、検索機能や電話・メッセージ機能等の活用を通じて、ビジネスパーソンに生産性向上、業務改善、コストの削減といった効果を提供しております。また、組織内で名刺情報の共有や企業内の顧客データの名寄せ等が行えることで、ユーザー企業のビジネス機会の創出につながる高度なマーケティング活動、顧客管理等が可能になると考えております。これらは、ユーザー企業が働き方改革を行う上でも重要な「労働生産性の向上」にも寄与すると考えております。

ビジネスモデルとしては、ユーザー企業の実社員によるサービス利用（全社利用）を前提としたライセンスへの月額課金を推進しております。ユーザー企業にて取り込まれる（データ化される）名刺の枚数を基に算出されるライセンス費用に、オプション機能の利用料やスキャナレンタル料等が加算されたものが月額利用料となります。また、サービス導入時には、紙で保管されている大量の名刺のデータ化や導入支援等の付加サービスを有料で提供しております。

「Sansan」は、2019年5月期第3四半期末時点で契約件数5,738件、名刺管理サービス市場で81.9%（注1）のシェアを獲得しております。また、その利便性が評価され、継続的に利用されるサービスとなっており、直近12か月平均の月次解約率（注2）は1.0%以下に留まっております（2019年5月期第3四半期末時点では0.73%）。

	2014年 5月期末	2015年 5月期末	2016年 5月期末	2017年 5月期末	2018年 5月期末	2019年 5月期 第3四半期末
契約件数（件）	1,485	2,436	3,612	4,541	5,147	5,738

「Sansan」直近12か月平均 月次解約率



(2) Eight事業（主要な会社：当社）

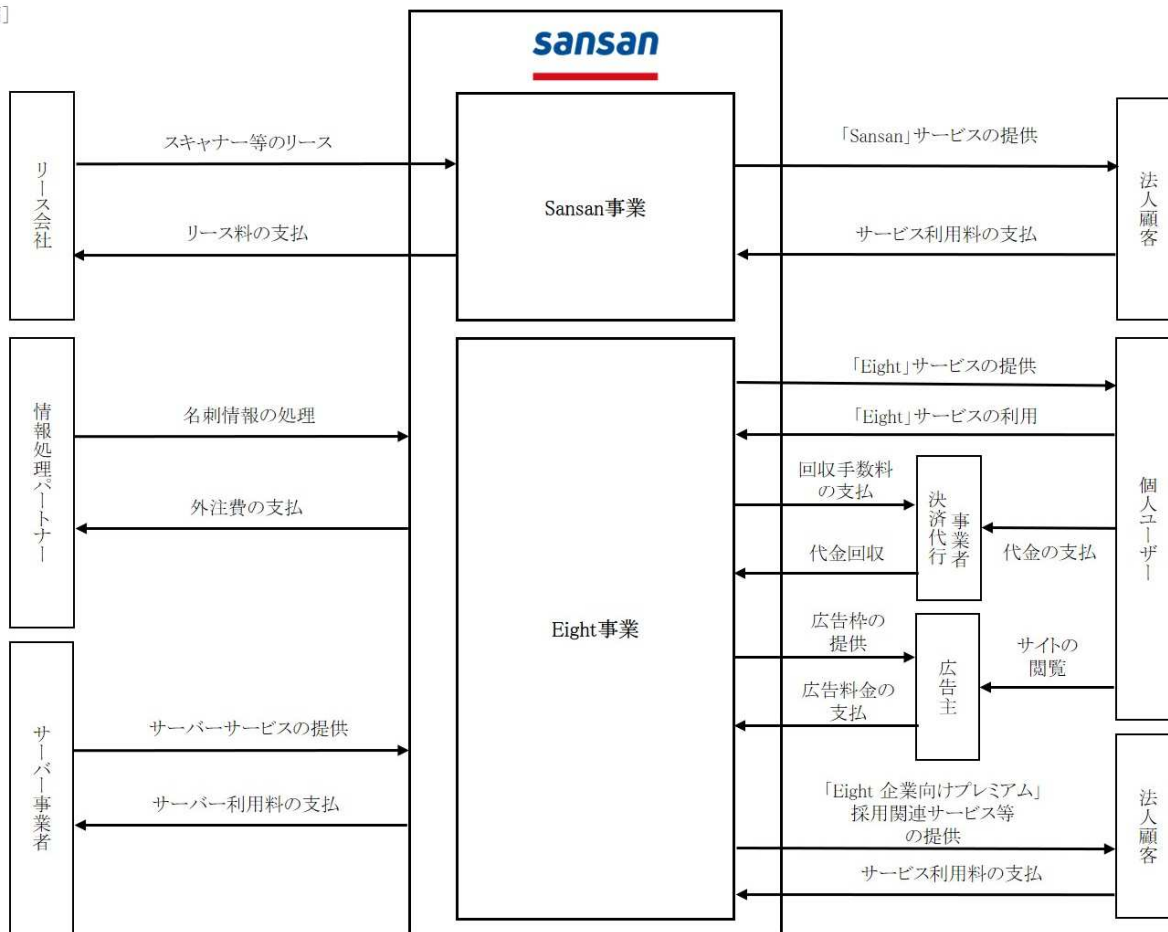
Eight事業では、「名刺でつながる、ビジネスのためのSNS」をコンセプトに、単なる名刺管理だけではなく、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの仕組みを取り入れた新しいビジネスネットワークサービスとして名刺アプリ「Eight」を運営しております。2017年には、初のテレビコマーシャルを含む広告宣伝活動を展開し、ビジネスネットワークとしての価値を強く訴求してきた結果、手軽に名刺管理ができるサービスとして2019年5月期第3四半期末時点で、235万人のユーザー（注3）を有しております。

「Eight」の活用により、ビジネスパーソンが抱える「ビジネスの出会いを活かしきれていない」、「名刺情報に容易にアクセスできていない」、「ビジネスSNSを活用したいが友人を増やすことが目的ではない」といった課題を解決できると考えております。

「Eight」では、「Sansan」と同様に、名刺をスキャンするだけで、自分や交換相手の名刺情報が正確にデータ化されます。「Eight」では、まず利用ユーザーは自分の名刺を登録することで、ビジネスライフを通じて活用できる自身のページが作成され、プロフィール管理が可能となります。次に、交換相手の名刺を登録することで名刺管理機能が活用でき、クラウド上にデータ化された全ての名刺情報には、スマートフォンやパソコンから、いつでもどこでもアクセスが可能となります。また、ネットワーキング・サービスを通じてつながった相手の情報に変更があった場合には、登録した名刺情報が自動で最新の状態に更新され、通知が届くようになります。加えて、ビジネスチャットが送り合えるメッセージ機能も利用ができ、ユーザー自身が持つビジネスネットワークをよりスムーズに活用することが可能となります。更に、興味のある企業の情報の収集や転職活動等にも活用できます。

ビジネスモデルとしては、プロフィール管理や名刺管理機能が無料で使用できるアプリをベースとし、一部利用機能を拡充した個人向け有料サービス「Eightプレミアム」や「Eight」における名刺共有を企業内で可能にするサービス「Eight 企業向けプレミアム」、転職潜在層（注4）のユーザーにアプローチ可能な採用関連サービス「Eight Career Design」、「Eight」のユーザーに対して広告配信ができるサービス「Eight Ads」等を提供しております。

- (注) 1. 株式会社シード・プランニング「名刺管理サービスの市場とSFA/CRM関連ビジネス」（2018年11月）より引用した、2017年の金額シェアベースの値であります。
2. 既存契約の月額課金額に占める、解約に伴い減少した月額課金額の割合であります。
3. ユーザー数の定義は、アプリをダウンロード後、自身の名刺をプロフィールに登録した認証ユーザー数であります。
4. 早い時期での転職を視野に入れた積極的な転職活動は行っていないものの、将来的な転職の可能性が一定程度高い層のことであります。



(注) Sansan Global PTE. LTD.、Sansan Corporationについては、連結業績に与える影響は僅少であるため、事業系統図への記載を省略しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Sansan Global PTE. LTD. (注) 2	シンガポール	S\$ 5,620千	Sansan事業	100	シンガポール地域等における営業及びマーケティング業務の代行 役員4名の兼任あり
Sansan Corporation	米国デラウェア州	US\$ 46千	Sansan事業	100	米国地域における販売店及び、一部決済業務の代行 役員1名の兼任あり

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
Sansan事業	269 (306)
Eight事業	62 (14)
報告セグメント計	331 (320)
全社 (共通)	146 (12)
合計	477 (332)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイトを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業セグメントに区分できない部門及び管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が最近1年間において、105名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
475(332)	32.6	2.6	6,085

セグメントの名称	従業員数 (人)
Sansan事業	267 (306)
Eight事業	62 (14)
報告セグメント計	329 (320)
全社 (共通)	146 (12)
合計	475 (332)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイトを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業セグメントに区分できない部門及び管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員数が最近1年間において、104名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「Sansanのカタチ」と称する企業理念において、「出会いからイノベーションを生み出す」というミッション（注）を掲げております。このミッションの下、企業やビジネスパーソンが抱えるさまざまな課題の解決につながるサービスを生み出すことを目指し事業活動に取り組んでおり、これらの活動が株主価値及び企業価値の最大化につながると考えております。

（注）当社グループのミッションは、以下の通りであります。

「出会いからイノベーションを生み出す」

いつの時代も、世界を動かしてきたのは人と人の出会いです。

私たちは出会いが持つ可能性を再発見し、

未来につなげることでビジネスを変えていきます。

イノベーションにつながる新しい出会いを生み出す。

出会いの力でビジネスの課題にイノベーションを起こす。

そして、名刺からはじまる出会い、そのもののあり方を変えていきます。

(2) 目標とする経営指標

Sansan事業においては、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、契約件数や契約の継続率（解約率）等を重要指標としております。また、Eight事業においては、ユーザーネットワークの構築・拡充を目的として、ユーザー増加数等を重要指標として運営を行っております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループの事業や事業領域には次のような特徴があり、これらに基づいて中長期的な経営戦略を立案しております。

① 名刺の持つユニークな価値と市場機会

名刺は、ビジネスの出会いのシーンで交換される慣習が根強く、そこには、氏名や所属する会社、組織、役職、連絡先等のビジネスパーソンを表す正確な情報が記載されております。また、名刺交換の履歴情報自体にもユニークな価値があるほか、現在でも紙のままでも日常的に利用されていてデジタル化が進んでおらず、業務効率化や有効活用の余地が大きく残されていると考えております。

当社が2007年の創業当時から手掛ける、法人向けクラウド名刺管理サービス「Sansan」は、名刺管理サービス市場を自ら創り上げてきたことで、当該市場で81.9%（注1）のシェアを有しており、パイオニアとして市場をリードしております。

また、2012年に開始した名刺アプリ「Eight」のユーザー拡大とあわせて、当社及び当社サービスのブランド認知度は高まっているものと考えております。

しかしながら、日本国内に存在する企業数や従業者数でみた場合には、「Sansan」のカバー率は未だ低水準であります。例えば、国内における総従業者数に占める「Sansan」利用者数の割合は、約1%程度に留まっており、利用者数ベースでは潤沢な開拓余地が残されていると考えております（注2）。加えて、働き方改革やデジタル・トランスフォーメーション（注3）の加速によって、名刺に対するクラウド管理ニーズが後押しされる可能性も高いものと捉えております。

- （注） 1. 株式会社シード・プランニング「名刺管理サービスの市場とSFA/CRM関連ビジネス」（2018年11月）より引用した、2017年の金額シェアベースの値であります。
2. 2019年2月末における「Sansan」合計ID数を分子に算出しております。分母となる国内における総従業者数は、総務省統計局「2016年経済センサス活動調査」をもとに算出しております。
3. クラウドやモバイル等のテクノロジーを利用した新しい製品やサービス、更には経営の在り方やビジネスプロセス等により、企業をより良い方向に変化させるという概念のことであります。

② ビジネス・プラットフォームとしての価値

当社グループの提供する「Sansan」と「Eight」は、業界や職種を問わず数多くのビジネスパーソンがあらゆるシーンで活用するサービスとなっております。名刺管理という極めて基本的なビジネスニーズと、そこに自律的に蓄積されるデータや情報が土台となっていることから、他のサービスやデータベースとの連携性・拡張性が高く、エコシステム（注）の中心となることでビジネスにおけるプラットフォームになり得る要件を兼ね備えているもの

と捉えております。したがって、ビジネス・プラットフォームとしての価値を高めていくことで、さまざまなビジネス機会にアクセスしやすいという特徴を有していると考えております。

(注) 複数の企業が連携し、それぞれの製品や技術、強みを活かしながら、業種・業界の垣根を越えて共存共栄する仕組みのことであります。

③名刺データ化精度99.9%を実現する仕組みとテクノロジー

名刺管理サービスにおける名刺データ化の精度は、サービスの本質的な品質・競争力に資するものであり、「Sansan」では99.9%の精度を、そして「Eight」でもそれに準ずる高い精度を有しており、事業共通の強みとしております。当社グループのサービスでは、機械学習等によって日々進化するテクノロジーと、人力の組み合わせによって名刺のデータ化を行っております。創業以来、人力による名刺データ入力を中心に、膨大な名刺をデータ化してきたことで、現在では、大量の名刺を正確かつ効率的にデータ化する独自システムの開発・運営が可能となりました。この技術力と独自の仕組みが競争力の源泉であり、継続的なサービス品質・競争力の向上に向けて、新技術の開発やオペレーションの改善を追求し続けております。

④高い安定性を誇る財務・収益モデル

当社グループの「Sansan」の課金モデルは、継続収入が見込めるサブスクリプションモデル（月額課金）が中心であることから、安定的かつ継続的な事業進捗が見込める収益モデルであります。また、サービスの月次解約率は、直近12か月平均で1.0%以下に留まっており、契約当たり売上高の拡大に努めることで、顧客LTV（ライフタイムバリュー）の最大化を推進しやすい魅力的なモデルであると捉えております。

具体的な当社グループの経営戦略は、以下の通りであります。

①Sansan事業の更なる成長

マーケティング活動から新規受注までの一連の業務プロセスが確立し、安定的な成長を続けておりますが、今後の更なる成長に向けて積極的な施策を実施してまいります。

大企業向け営業体制の確立や国内外の拠点を通じた広範な営業活動の展開等により、契約件数の拡大に取り組みます。同時に、ユーザー企業の全社員によるサービス利用（全社利用）を前提とした大型契約の獲得や既存顧客の利用拡大の促進、新たな付加価値を提供するサービスの推進等によって、契約当たり売上高の拡大にも取り組んでまいります。

また、正規情報として大量の名刺データを軸にすることで、「Sansan」は企業内のあらゆるサービスと連携し、ビジネス・プラットフォームの中心となることができると考えております。引き続き、プラットフォームとしての拡張性を強化し、さまざまなビジネス機会へのアクセスを図ります。具体的には、提供している機能を外部のアプリケーションから利用できるようにするOpen APIや社内の各データベースに散在する顧客データの名寄せを可能にする顧客データHub等を活用し、SFA（Sales Force Automation：営業支援システム）やCRM（Customer Relationship Management：顧客管理システム）、MA（Marketing Automation：マーケティングオートメーション）、ERP（Enterprise Resource Planning：統合基幹業務システム）ツール等と「Sansan」の連携を強化、加速させてまいります。「Sansan」のアプリケーションにおいて、ニュースや業績等に関する企業情報や経歴・異動情報を含む人物情報等を提供していくことで、コンタクト情報だけではなく、あらゆるビジネス情報の窓口になることを目指してまいります。

②Eight事業のマネタイズ（収益化）

2015年より、一部利用機能を拡充した個人向け有料サービス「Eightプレミアム」を展開しておりますが、事業全体でのマネタイズを加速すべく、「Eight」のユーザーに対して広告配信が可能な「Eight Ads」をはじめとした企業向け有料サービスの開発・展開に注力してまいります。「Eight」における名刺共有を企業内で可能にするサービスである「Eight 企業向けプレミアム」では、従業員数名から20名程度の小規模企業をコア・ターゲットとして展開してまいります。転職潜在層のユーザーにアプローチが可能な採用関連サービス「Eight Career Design」では、採用市場におけるユニークなポジションの確立を目指して価値を提供してまいります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループの対処すべき主な課題は以下の通りであります。

①優秀な人材の採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。当社グループのミッションや事業内容に

共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

②情報管理体制の継続的な強化

当社グループは多くの個人情報扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

③技術力の強化

名刺データ化等に係る技術力は当社グループの競争力の源泉であり、Sansan事業及びEight事業の成長を支える共通基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えております。優秀な技術者の採用や先端技術への投資・モニタリング等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。

④Eight事業のマネタイズ（収益化）

上記「(3)中長期的な会社の経営戦略」で記載したように、2015年より、一部利用機能を拡充した個人向け有料サービス「Eightプレミアム」を展開しており、その他のサービスも開始しておりますが、事業全体でのマネタイズを加速すべく、有料サービスの開発・展開に更に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業及び財務・経理の状況等に影響を及ぼす事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループの株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) インターネットの利用環境について

当社グループはインターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの利用環境は当社グループ事業の基本的な条件であります。インターネットの利用に関する新たな規制の導入や弊害の発生、その他予期せざる要因により、今後、インターネットの利用環境に大きな変化が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) クラウド事業について

クラウドとは、アプリケーション機能をインターネット経由で提供するサービスで、ソフトウェア販売における新しい方法・概念として認知され、浸透が進みつつあります。その一方で、今後クラウドを扱う企業レベルの競争も激化する可能性があります。このような事業環境のもとで、他社においてより画期的なコンセプトをもった商品・サービスが出現した場合、又はクラウド自体の需要が当社グループの予測を大きく下回る場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争について

当社グループは、機械学習等によって日々進化するテクノロジーと、人力の組み合わせによって名刺のデータ化を行っておりますが、創業以来、大量の名刺を正確かつ効率的にデータ化する独自のシステムの開発・運営をし続けてきたことが競争力の源泉となっております。しかしながら、既存事業者との競争の激化や、新たな参入事業者の登場により競争が激化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術革新への対応について

当社グループは新技術の積極的な投入を行い、適時に独自のサービスを構築していく方針ではありますが、技術革新等への対応が遅れた場合や、予想外に開発費等の費用が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 広告宣伝活動等の先行投資について

当社グループの手掛ける事業では、先行者メリットを活かしつつ売上高拡大を目指すため、広告宣伝活動や開発活動、営業体制の強化等において一定の先行投資が必要となります。特に、当社グループの知名度を高めるためのテレビコマercial等を中心とした広告宣伝投資は、新規ユーザー獲得に直接的に寄与することから、これまでも積極的に実施してきております。

しかしながら、その結果として2017年5月期及び2018年5月期においては営業損失を計上しているほか、累積損失を抱えております。また、今後の広告宣伝活動について、その費用対効果を見ながら慎重に行っていく方針ではありますが、広告宣伝投資を縮小する場合には、新規受注や新規ユーザーの獲得に影響が出る可能性があり、広告宣伝投資の方針によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2017年5月期における広告宣伝費は1,573,483千円、人件費は1,282,869千円、営業損失は778,045千円であり、2018年5月期における広告宣伝費は4,478,273千円、人件費は1,689,398千円、営業損失は3,061,454千円であります。また、2019年5月期第3四半期連結累計期間における広告宣伝費は2,237,070千円、人件費は1,690,361千円、営業損失は655,001千円であります。

(注) 人件費は、給料手当及び賞与並びに賞与引当金繰入額の合計額であります。

(6) Eight事業について

当社グループのEight事業は、無料アプリをベースとした個人向け事業を運営しておりますが、過年度においては積極的な広告宣伝活動等を含む先行投資を実施した結果、前連結会計年度及び当連結会計年度においてセグメント損失を計上しております。

現在、Eight事業においては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題 ④Eight事業のマネタイズ(収益化)」に記載のとおり、有料サービスの開発・展開に注力しておりますが、今後ユーザーの獲得やマネタイズ(収益化) 方策の進捗等が計画通りに推移しない場合には、Eight事業の黒字化が遅滞し、当社グループの事業及び業績に影響が及ぶ可能性があります。特に、企業向けの

マネタイズメニュー（Eight 企業向けプレミアム、広告サービス、採用関連サービス）に関しては、サービス立ち上げ後の過程にあるため、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

（7）海外展開について

当社グループは、高い成長を実現するため海外展開を進めていく方針ですが、海外における名刺に関わる商習慣や事業環境の差異等を含め、国内における事業展開以上に高いリスクが存在することは否めず、そのリスクに対応しきれない場合や国内と比較してマーケットの開拓や収益化が想定通り進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（8）個人情報の取り扱いについて

当社グループは、当社グループ従業員の個人情報に加えて、当社グループが提供するサービスにおいてユーザーの個人情報、更にはユーザーが保有する第三者の個人情報に関与するケースがあります。当社グループは個人情報の取り扱いに関する重要性を十分に認識し、個人情報保護マネジメントシステムを構築・運用し、個人情報の管理に最大限の注意を払っており、また、2005年4月に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」や、当局となる個人情報保護委員会が制定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の要求事項の遵守に努めております。当社は、2007年10月、「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項（JISQ15001：2006）」を満たす企業として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」付与の認定を受け、その後2007年11月12日より2年毎に登録を更新しております。更に当社グループは、全従業員に一般財団法人全日本情報学習振興協会が認定する個人情報保護士の資格取得を強く推奨しております。

また、個人情報の取り扱いについては、国内の法令のみならず、EU一般データ保護規則（GDPR）をはじめとする海外における法令や規則（以下、「海外法令等」という）の適用を受けることがあります。当社グループでは適用可能性のある地域について現地法律事務所等を通じて必要な調査を実施し、加えて海外法令等の動向調査レポート等を利用する等して、海外法令等の情報を適宜収集し、これらを踏まえた必要な対策を講じております。

当社のサービスの提供に際しては、名刺のデータ化業務の一部を当社の責任において第三者となる業務委託先に再委託する場合があります。その場合においても、国内の法令及び海外法令等を遵守し、適切かつ合理的な方法で業務委託先の安全管理を行っております。

しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、自然災害や事故、外部からの悪意による不正アクセス行為及び内部の故意又は過失による顧客情報の漏洩、消失、改ざん又は不正利用等、万一当社グループ又は当社グループの業務委託先から個人情報が漏洩した場合には、信用の失墜又は損害賠償による損失が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（9）法令について

当社グループは、電気通信事業法はもとより、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」等、企業活動に関わる各種法令の規制を受けております。また、今後国内において新たにプライバシー関連法規の制定やインターネット関連事業者を規制する新たな法律等による法的規制の整備が行われる可能性があります。更に、インターネットは国境を超えたネットワークであるため、海外諸国からの法的規制による影響を受けることも想定されることから、それらが将来的に当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（10）設備及びネットワークの安定性について

当社グループの事業を支えるサーバは、当社グループが契約するクラウドサービスプラットフォームで管理されており、複数のサーバによる負荷の分散、定期的なバックアップの実施等を図り、システム障害を未然に防ぐべく取り組みを行っております。障害が発生した場合に備え、リアルタイムのアクセスログチェック機能やソフトウェア障害を即時にスタッフに通知する仕組みを整備しており、また、障害が発生したことを想定した復旧訓練も実施しております。

しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、火災、地震等の自然災害や外的破損、人的ミスによるシステム障害、その他予期せぬ事象の発生により、万一、当社グループの設備及びネットワークの利用に支障が生じた場合には、サービスの停止等を余儀なくされることとなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（11）システムインフラ等への投資について

当社グループは、事業の拡大に応じて、システムインフラ等への投資を実施、計画しておりますが、当社グループの想定を超える急激なユーザー数やアクセス数の増加や、インターネット技術の急速な進歩に伴い、予定していないハードウェアやソフトウェアへの投資等が必要となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) サービス等の不具合について

一般的に、高度なソフトウェアは不具合の発生を完全に解消することは不可能であると言われており、当社グループのアプリケーション、ソフトウェアやシステムにおいても、各種不具合が発生する可能性があります。

今後も信頼度の高い開発体制を維持・構築してまいります。当社グループ事業の運用に支障をきたす致命的な不具合が発見され、その不具合を適切に解決できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 知的財産権の侵害等について

当社グループが開発・設計しているソフトウェアやプログラムは、当社グループが独自に開発・設計したものであり、当社グループは特許権侵害の調査等を、特許事務所を通じて行っております。

更に、当社グループはサービスの名称等について商標の出願、登録を行う等、第三者の商標権を侵害しないように留意しております。一部の商標については、第三者が類似商標を登録している等の理由により、商標の登録が承認されていないもの等がありますが、これらについては当社グループとして必要な対応を行っているものと認識しております。

しかしながら、第三者から特許権侵害や商標権侵害を理由とする損害賠償請求や差止請求を受ける可能性は完全に否定できず、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが保有している知的財産権が第三者により侵害された場合には、法的措置を含めた対応を要するなど、当社グループの事業運営に影響が及ぶ可能性があります。

(14) 経営管理体制の確立について

当社グループは、業容の拡大及び従業員の増加に合わせて内部管理体制の整備を進めており、今後も一層の充実を図る予定ですが、適切な人的・組織的な対応ができずに、事業規模に応じた事業体制、内部管理体制の構築が追いつかない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 人材の育成及び確保について

当社グループは、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育等を行うことによって体制の拡充を図っております。しかし、適切な人材を十分に確保できず、あるいは在職中の従業員が退職するなどした場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、Sansan事業においては、今後の事業拡大に向け、特に営業人員の確保が必要となりますが、採用が計画どおり進まなかった場合、あるいは営業人員の流出が生じた場合には、事業拡大の制約となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 特定の人物への依存について

当社代表取締役である寺田親弘は、当社の設立者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。このため、当社グループは、同氏に過度に依存しない体制を作るために、取締役会等における役員間の相互の情報共有や経営組織の強化を図っております。しかし、現状において、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 名刺及び名刺交換の位置づけについて

当社グループの提供するサービスは、名刺交換というビジネスシーンにおける慣習に依存しております。名刺交換という商習慣の変化及び技術革新等によって、名刺交換の重要性や名刺そのものの価値、文化的背景、顧客企業における名刺管理ポリシーや社会通念上の位置づけ等に変化が生じる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) インセンティブの付与について

当社グループは、役員及び従業員のモチベーション向上のためストック・オプションを付与しており、本書提出日現在、その数は986,641株、発行済株式総数の3.35%となっております。今後も、役員及び従業員のモチベーション向上のため、ストック・オプションの導入等インセンティブプランを継続する方針であります。なお、これらストック・オプションが行使された場合、既存株主の株式価値を希薄化させる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①経営成績の分析

第11期連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

当連結会計年度において、当社グループは人材採用や広告宣伝活動を積極的に行い、継続的な事業成長を実現いたしました。法人向けクラウド名刺管理サービスを提供するSansan事業では受注が好調に推移し、契約件数及び契約当たり売上高の拡大が成長に寄与いたしました。個人向け名刺アプリを提供するEight事業では、マネタイズの本格化に向けて、各種施策に取り組んでまいりました。

また、当社グループの事業基盤となる名刺データ入力につきましては、データ統括部門「DSOC（Data Strategy & Operation Center）」において、技術開発を通じた継続的な入力単価の低減に取り組んでおります。加えて、「Sansan」導入企業に対して、「名刺情報を用いて自分や同僚の強みをキーワードで可視化する」といった複数の新機能のβ版を「Sansan Labs」と総称して提供を開始いたしました。更に、集積された名刺のデータから新たな価値を導くことを目的とした外部の研究者とのコラボレーションの場として「Sansan Data Discovery」を立ち上げ、新サービス提供のための研究に取り組みました。

その他、2017年7月には4,221,797千円の資金調達（第三者割当増資）を実施いたしました。また、コーポレートロゴを2017年8月に変更し、当社ブランドの更なるプレゼンス向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,324,098千円（前期比51.3%増）、売上総利益は5,888,577千円（前期比54.5%増）、売上総利益率は80.4%（前期比1.6ポイント増）となりました。また、営業損失3,061,454千円（前期は778,045千円の営業損失）、経常損失3,077,015千円（前期は780,055千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失3,085,890千円（前期は790,126千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、営業損益以下の段階損益においては、現在は成長に向けた先行的な投資を行っているフェーズにあるため、Sansan事業ではセグメント利益を計上しているものの、当該セグメント利益以上にEight事業においてセグメント損失を計上しており、この結果、連結業績においては営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

(i) Sansan事業

2017年9月に第5弾となるテレビコマーシャルの放映を開始し、2018年3月には約3,000名が参加したプライベートカンファレンス『Sansan Innovation Project 働き方2020』を開催する等、幅広いマーケティング活動を展開いたしました。また、顧客企業の全社員によるサービス利用（全社利用）を前提としたライセンス契約を主軸に据えた営業活動及び各施策の効果により、大手金融機関や大企業からの受注獲得が進みました。更に、2018年2月には「Sansan Customer Intelligence」という、企業内に散在する顧客データを当社グループがこれまでに培った名寄せの技術等を用いて、整理、統合する付加サービスを開始し、サービスメニューの拡充を図りました。2018年5月末時点の契約件数は5,147件（前期末は4,541件）、12か月平均の月次解約率は0.76%（前期末は0.91%）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,044,797千円（前期比51.1%増）、セグメント利益は1,437,577千円（前期比49.7%増）となりました。

(ii) Eight事業

初のテレビコマーシャルの放映を含む広告キャンペーンを展開し、ビジネスネットワークとしての価値をより強く訴求してまいりました。同時に、マネタイズを加速すべく企業向けサービスの開発にも注力し、企業の情報発信を可能にする「企業ページ」サービスの開始や採用活動を支援する採用関連サービスの提供、更に、「Eight」における名刺共有を法人内で可能にする「Eight 企業向けプレミアム」の開始・機能拡張等を行いました。当連結会計年度末のユーザー数は、前期と比較して45万人増加し、214万人となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は279,301千円（前期比58.8%増）、セグメント損失は2,964,347千円（前期は783,025千円のセグメント損失）となりました。なお、新規ユーザーの獲得及び利用の促進が、将来的な収益化やプラットフォームとしての価値提供にとって不可欠であることから、先行的な開発投資等を行っており、セグメント損失を計上しております。

第12期第3四半期連結累計期間（自 2018年6月1日 至 2019年2月28日）

当第3四半期連結累計期間において、継続的な事業成長の実現に向け、引き続き人材採用や広告宣伝活動等に積極的に取り組んでまいりました。また、当社グループの事業基盤となる名刺入力につきましては、技術開発を通じた自動化の推進等による効率化に継続的に取り組んでおり、更なる入力単価の低減を進めました。

この結果、Sansan事業及びEight事業ともに順調に進展し、当第3四半期連結累計期間における売上高は7,361,986千円、売上総利益は6,186,378千円、売上総利益率は84.0%となりました。一方、営業損益以下の段階損益においては、現在は成長に向けた先行的な投資を行っているフェーズにあるため、営業損失655,001千円、経常損失684,255千円、親会社株主に帰属する四半期純損失688,904千円を計上いたしました。

また、2018年12月には、事業展開の更なる加速を目的に、3,000,000千円の資金調達（第三者割当増資）を実施いたしました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

（i）Sansan事業

法人向けクラウド名刺管理サービス「Sansan」における契約件数及び契約当たり売上高の更なる拡大に向け、テレビコマーシャルを中心とした広告宣伝活動をはじめ、営業人員の採用や営業体制の強化並びに製品力の向上等に引き続き取り組みました。この結果、業績は好調を維持し、当第3四半期連結会計期間末における「Sansan」の契約件数は5,738件、12か月平均での月次解約率は0.73%となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は6,982,603千円、セグメント利益は1,969,968千円となりました。

（ii）Eight事業

事業全体としての本格的なマネタイズ（収益化）を加速すべく、引き続き、企業向けサービスの展開を推進し、2019年1月には企業向け採用関連サービス「Eight Career Design」の提供を新たに開始いたしました。また、名刺アプリ「Eight」においては、ユーザーインターフェイス（UI）及びユーザーエクスペリエンス（UX）の改善等を目的に、新たなアップデート等を実施した結果、当第3四半期連結会計期間末の「Eight」ユーザー数は235万人となりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は379,383千円となりました。一方、現在は、将来的な収益化に向けた先行的な開発投資等を行っていることから、セグメント損失907,819千円を計上いたしました。

②財政状態の分析

第11期連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

（資産）

当連結会計年度末における総資産は、5,299,026千円となり、前連結会計年度末に比べ1,809,506千円増加いたしました。これは主に、2017年7月に実施した資金調達（第三者割当増資）等による現金及び預金の増加1,541,607千円によるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債は3,986,502千円となり、前連結会計年度末に比べて669,610千円増加いたしました。これは主に、顧客企業から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金の増加697,744千円、未払金の増加333,695千円、短期借入金の減少283,284千円によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は1,312,523千円となり、前連結会計年度末に比べて1,139,896千円増加いたしました。これは主に2017年7月に実施した資金調達（第三者割当増資）等による資本金及び資本剰余金の増加4,221,797千円、親会社株主に帰属する当期純損失の計上による利益剰余金の減少3,085,890千円によるものであります。また、2017年8月15日開催の定時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本剰余金667,864千円を減少し、利益剰余金に振り替えております。

第12期第3四半期連結累計期間（自 2018年6月1日 至 2019年2月28日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は8,320,198千円となり、前連結会計年度末に比べ3,021,172千円増加いたしました。これは主に、2018年12月に実施した資金調達（第三者割当増資）等による現金及び預金の増加1,787,418千円によるものであります。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は4,683,276千円となり、前連結会計年度末に比べ696,774千円増加いたしました。これは主に、顧客企業から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金の増加253,045千円によるものであります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産は3,636,922千円となり、前連結会計年度末に比べ2,324,399千円増加いたしました。これは、主に2018年12月に実施した資金調達（第三者割当増資）による資本金及び資本剰余金の増加3,000,000千円、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上による利益剰余金の減少688,904千円によるものであります。また、2018年8月21日開催の定時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金1,851,627千円及び資本剰余金1,443,034千円を減少し、利益剰余金に振り替えております。

③キャッシュ・フローの分析

第11期連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は3,546,018千円となり、前連結会計年度末に比べて1,541,607千円増加いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は1,609,791千円（前期は198,909千円の収入）となりました。これは、前受金の増加額697,744千円及び未払金の増加額333,545千円があったものの、税金等調整前当期純損失3,078,543千円を計上していることによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は679,187千円（前期は376,927千円の支出）となりました。これは、ソフトウェアの開発等を主とした無形固定資産の取得による支出408,415千円、オフィスの増床や拠点の拡大に伴う敷金の差入による支出199,182千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は3,826,486千円（前期は151,801千円の収入）となりました。これは、主に株式の発行による収入4,206,961千円による資金増加要因が、短期借入金の純減額283,284千円等の資金減少要因を上回ったためであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、提供するサービスについて生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしておりません。

b. 受注実績

当社グループは、受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注実績に関する記載は省略しております。

c. 販売実績

第11期連結会計年度及び第12期第3四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第11期連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	前年同期比 (%)	第12期第3四半期 連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2019年2月28日)
Sansan事業 (千円)	7,044,797	151.1	6,982,603
Eight事業 (千円)	279,301	158.8	379,383
合計 (千円)	7,324,098	151.3	7,361,986

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りの不確実性により、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

③資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、認知度の向上及びユーザー数の拡大をすべく、積極的に広告宣伝活動を実施してまいりましたが、今後も広告宣伝投資を継続して実施する方針であります。当社グループの資金需要の一定割合は広告宣伝投資であり、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて柔軟に検討を行う予定です。

④経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」をご参照下さい。

⑤経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第11期連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

当連結会計年度の設備投資等の総額は526,997千円であります。その主なものは、Sansan事業等におけるサービス用ソフトウェアの開発のために412,361千円の投資を実施しました。また本社の増床や福岡支店移転等のために114,636千円の設備投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第12期第3四半期連結累計期間（自 2018年6月1日 至 2019年2月28日）

当第3四半期連結累計期間の設備投資等の総額は874,591千円であります。その主なものは、Sansan事業等におけるサービス用ソフトウェアの開発のために647,429千円の投資を実施しました。また本社の増床や京都ラボ新設等のために227,162千円の設備投資を実施しました。

なお、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2018年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	Sansan事業 Eight事業 その他	業務施設	70,820	601,830	36,733	709,385	371 (39)

(注) 1. 金額には消費税等は含めておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産、特許権、商標権等であります。

3. 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイトを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

4. 本社は賃借物件であり、年間賃借料は271,640千円であります。

(2) 在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2019年3月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	117,700,000
計	117,700,000

- (注) 1. 2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月15日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は普通株式46,610,000株、B種株式3,390,000株、C種株式3,000,000株、D種株式3,000,000株となっております。
2. 2018年11月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、新たな株式の種類としてE種株式を追加し、同日よりE種株式の発行可能株式総数3,000,000株を規定しております。また、普通株式の発行可能株式総数を3,000,000株減少し、43,610,000株としております。
3. 2019年1月30日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、2019年1月31日付でB種株式、C種株式、D種株式及びE種株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を74,090,000株増加し、117,700,000株としております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	29,432,353	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	29,432,353	—	—

- (注) 1. 2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。これにより2018年6月15日付の発行済株式数は普通株式が20,397,960株、B種株式が3,389,661株、C種株式が2,359,764株、D種株式が2,399,760株それぞれ増加しております。また発行済株式総数は28,547,145株増加し、28,550,000株となっております。
2. 2018年11月13日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当によるE種株式の発行を行っております。これにより、2018年12月4日付の発行済株式総数は882,353株増加し、29,432,353株となっております。
3. 2019年1月30日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、B種株主による種類株主総会、C種株主による種類株主総会、D種株主による種類株主総会及びE種株主による種類株主総会で定款変更が決議され各種類株式が廃止されたことを受け、2019年1月31日付でB種株式3,390,000株、C種株式2,360,000株、D種株式2,400,000株及びE種株式882,353株につき普通株式9,032,353株へ転換しております。これにより、発行済株式総数（普通株式）は9,032,353株増加し、29,432,353株となっております。
4. 2019年1月30日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2019年1月31日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ. 第1回新株予約権

決議年月日	2013年1月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	8(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 8 [80,000] (注)1. 8.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	600,000 [60] (注)2. 3. 8.
新株予約権の行使期間※	自 2015年1月6日 至 2022年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 600,000 [60] 資本組入額 300,000 [30] (注)8.
新株予約権の行使の条件※	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注)5.
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)7.

※ 最近事業年度の末日(2018年5月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は10,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価格は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価格は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価格の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価格を調整することができるものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとします。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (2) 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
- (4) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

5. 本新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要します。

6. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (2) 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができます。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定めます。
- #### 7. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転をする場合の新株予約権の発行及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅します。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (2) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - (3) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とします。
 - (6) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由
上記（注）4. 及び（注）6. に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- #### 8. 2018年5月29日開催の取締役会決議により、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ロ. 第2回新株予約権

決議年月日	2018年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	180,000 [45,000] (注) 2. 9.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 180,000 [45,000] (注) 2. 9.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,760 (注) 3. 4.
新株予約権の行使期間※	自 2020年6月1日 至 2028年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,795 資本組入額 898
新株予約権の行使の条件※	(注) 5.
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注) 6.
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 8.

※ 新株予約権の発行時(2018年6月16日)における内容を記載しております。発行時から提出日の前月末現在(2019年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき35円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、提出日の前月末現在において当社普通株式1株であります。なお、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

5. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
- (a) 1,700円（但し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとします。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除きます。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1,700円（但し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとします。）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等の特段の事情により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除きます。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、1,700円（但し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとします。）を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が1,700円（但し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めに準じて取締役会により適切に調整されるものとします。）を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとします。）。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
- (5) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。
- (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
6. 本新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
7. 新株予約権の取得条項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができるものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定めるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針に基づきそれぞれ交付するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3及び（注）4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記

(注) 8 (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記(注)5に準じて決定します。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)7に準じて決定します。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定するものとします。

9. 本新株予約権者からの申し出により、2018年12月31日付で本新株予約権者が保有する新株予約権180,000個のうち135,000個が放棄され、消滅しております。

ハ、第3回新株予約権

決議年月日	2019年1月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 399[394] 当社子会社の取締役 2 当社子会社の従業員 2
新株予約権の数(個)※	330,525[327,030] (注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 330,525[327,030] (注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,400 (注)2. 3.
新株予約権の行使期間※	自 2021年2月1日 至 2029年1月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,400 資本組入額 1,700
新株予約権の行使の条件※	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注)5.
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)7.

※ 新株予約権の発行時(2019年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、提出日の前月末現在において当社普通株式1株であります。なお、本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 本新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (2) 本新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。
- (3) 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当てられた本新株予約権の一部又は全部を行使できるものとします。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とします。
 - (i) 割当日から2年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができます。
 - (ii) 割当日から3年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができます。
 - (iii) 割当日から4年が経過する日以降、割当てられた権利の全部について行使することができます。
 - (iv) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとします。
 - (v) 割当対象者が、理由の如何を問わず、当社又はその子会社においてその職務を休職する場合、当該休職期間について上記行使可能な権利が確定していない新株予約権の確定プロセスが停止し、行使可能となる権利の確定となる日は当該休職期間に相当する日数だけ繰り延べられるものとし、また、当該休職期間中には新株予約権の行使を行うことができないものとします。行使可能な権利が確定した新株予約権は、前各項に定める行使開始日から行使可能最終日までの期間に限り、かつ、新株予約権に係る発行要項及び新株予約権割当契約に定める他の行使条件が満たされる場合に限り、行使できるものとします。
- (4) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
- (5) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。
- (6) 本新株予約権者は新株予約権の行使に関し、前項までの事項に加え次の各号の制約を受けるものとします。
 - (i) 権利行使にかかる払込金の一暦年間の合計額が1,200万円を超えないこと。
 - (ii) 新株予約権の行使により取得する株式につき、当社と金融商品取引業者等との間で予め締結される当社の株式の振替口座簿への記載もしくは記録、保管の委託または管理および処分に係る信託(以下、「管理等信託」という。)に関する取決めに従い、その取得後直ちに当社を通じて当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載もしくは記録を受け、またはその金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託または管理等委託がされなければならないこと。
- (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 本新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができるものとします。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定めるものとします。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (3) 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2及び（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）7（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）6に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定するものとします。

また、当社はストックオプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託[®]を活用したインセンティブプランを導入しております。

二. 第4回新株予約権

決議年月日	2019年1月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注) 9.
新株予約権の数(個)※	534,611(注) 2.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 534,611(注) 2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	3,400(注) 3. 4.
新株予約権の行使期間※	自 2020年9月1日 至 2029年1月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 3,417 資本組入額 1,709
新株予約権の行使の条件※	(注) 5.
新株予約権の譲渡に関する事項※	(注) 6.
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 8.

※ 新株予約権の発行時(2019年1月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年4月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき17円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、提出日の前月末現在において当社普通株式1株であります。なお、本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合及びその他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとします。ただし、以上までの調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で適切に行使価額を調整することができるものとします。

5. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、募集事項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとします。
- (2) 本新株予約権者は、2020年5月期から2022年5月期までのいずれかの事業年度において当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に基づき、当社Sansan事業のセグメント利益が、3,150百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。
- (3) 上記(2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとします。
 - (a) 上記(注)3及び(注)4において定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除きます。）。
 - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記(注)3及び(注)4において定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等の特段の事情により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除きます。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上記(注)3及び(注)4において定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記(注)3及び(注)4において定められた行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとします。）。
- (4) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員並びに顧問、業務委託先等の社外協力者であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
- (6) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。
- (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

6. 本新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

7. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができるものとします。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定めるものとします。
- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとします。但し、法令の解釈により係る通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (4) 本新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針に基づきそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3及び（注）4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）8(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記（注）5に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）7に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定するものとします。

9. 当社の代表取締役社長である寺田親弘は、当社グループの現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として、2019年1月9日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年1月30日付で税理士串田隆徳を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第4回新株予約権）」）を設定しており、当社は本信託（第4回新株予約権）に対して、会社法に基づき2019年1月31日に第4回新株予約権（2019年1月9日臨時株主総会決議）を発行しております。本信託（第4回新株予約権）は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、税理士串田隆徳に付与した第4回新株予約権534,611個（1個当たり1株相当）を分配するものです。既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員等に対しても、新株予約権の分配を可能とするものでもあります。第4回新株予約権の分配を受けた者は、当該第4回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第4回新株予約権）は3つの契約（AからCまで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託（時価発行新株予約権信託®）
委託者	寺田 親弘
信託契約日	2019年1月30日
信託の種類と 新株予約権数	(A) 318,903個 (B) 107,854個 (C) 107,854個
交付日	(A) 本契約締結日から2年を経過した日の翌営業日（但し、当該日において当社の株式が金融商品取引所に上場してから半年が経過していない場合には、金融商品取引所に上場した日から半年が経過した日の翌営業日） (B) 本契約締結日から3年を経過した日の翌営業日（但し、当該日において当社の株式が金融商品取引所に上場してから1年半が経過していない場合には、金融商品取引所に上場した日から1年半が経過した日の翌営業日） (C) 本契約締結日から4年を経過した日の翌営業日（但し、当該日において当社の株式が金融商品取引所に上場してから2年半が経過していない場合には、金融商品取引所に上場した日から2年半が経過した日の翌営業日）
信託の目的	(A) に第4回新株予約権318,903個（1個あたり1株相当） (B) に第4回新株予約権107,854個（1個あたり1株相当） (C) に第4回新株予約権107,854個（1個あたり1株相当）
受益者適格要件	当社グループの役員及び従業員等のうち、当社のガイドライン等に定める一定の条件を満たす者を受益者候補者とし、当社が指定し、本信託（第4回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、受益候補者に対する第4回新株予約権信託の配分は、信託ごとに①ベースポイントと②社外評価委員会の評点の2種類に分けられており、当社のガイドラインで定められたルール等に従い、評価委員会において決定されます。 ①ベースポイントに基づく付与 役職員等について、本契約締結日、もしくは将来の役職員等についてはその入社時点において期待される役割や貢献に対し、パフォーマンス評価を測ってポイントとして付与し、そのポイントに準じて分配されます。 ②社外評価委員会の評点に基づく付与 役職員等について、組織や個人の特別な貢献度合いや社内外へのインパクトを測ってポイントとして付与し、そのポイントに準じて分配されます。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2014年5月29日 (注) 1.	普通株式 17	普通株式 2,040 B種株式 339	19,144	1,107,948	19,144	1,107,948
2015年9月25日 (注) 2.	—	普通株式 2,040 B種株式 339	△687,357	420,590	△1,107,948	—
2015年12月18日 (注) 3.	C種株式 221	普通株式 2,040 B種株式 339 C種株式 221	928,961	1,349,552	928,961	928,961
2016年1月8日 (注) 4.	C種株式 15	普通株式 2,040 B種株式 339 C種株式 236	63,051	1,412,604	63,051	992,013
2017年4月18日 (注) 5.	—	普通株式 2,040 B種株式 339 C種株式 236	△359,374	1,053,230	△992,013	—
2017年7月28日 (注) 6.	D種株式 240	普通株式 2,040 B種株式 339 C種株式 236 D種株式 240	2,110,898	3,164,128	2,110,898	2,110,898

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2017年8月15日 (注) 7.	—	普通株式 2,040 B種株式 339 C種株式 236 D種株式 240	—	3,164,128	△667,864	1,443,034
2018年6月15日 (注) 8.	普通株式 20,397,960 B種株式 3,389,661 C種株式 2,359,764 D種株式 2,399,760	普通株式 20,400,000 B種株式 3,390,000 C種株式 2,360,000 D種株式 2,400,000	—	3,164,128	—	1,443,034
2018年9月26日 (注) 9.	—	普通株式 20,400,000 B種株式 3,390,000 C種株式 2,360,000 D種株式 2,400,000	△1,851,627	1,312,501	△1,443,034	—
2018年12月4日 (注) 10.	E種株式 882,353	普通株式 20,400,000 B種株式 3,390,000 C種株式 2,360,000 D種株式 2,400,000 E種株式 882,353	1,500,000	2,812,501	1,500,000	1,500,000
2019年1月31日 (注) 11.	普通株式 9,032,353 B種株式 △3,390,000 C種株式 △2,360,000 D種株式 △2,400,000 E種株式 △882,353	普通株式 29,432,353	—	2,812,501	—	1,500,000

- (注) 1. 有償第三者割当
普通株式 発行価格 2,252,252円
資本組入額 1,126,126円
主な割当先 従業員持株会
2. 2015年8月18日開催の定時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。なお、資本金の減資割合は62.0%、資本準備金の減資割合は100%となっております。
3. 有償第三者割当
C種株式 発行価格 8,406,894円
資本組入額 4,203,447円
割当先 DCM Ventures China Fund (DCM VII), L.P.
ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合
DCM VII, L.P.
4. 有償第三者割当
C種株式 発行価格 8,406,894円
資本組入額 4,203,447円
割当先 salesforce.com, inc.
5. 2017年3月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。なお、資本金の減資割合は25.4%、資本準備金の減資割合は100%となっております。
6. 有償第三者割当
D種株式 発行価格 17,590,823円
資本組入額 8,795,412円
割当先 株式会社SMB C信託銀行(特定運用金外信託口 契約番号12100440)
DCM VII, L.P.
DCM Ventures China Fund (DCM VII), L.P.
A-Fund, L.P.
salesforce.com, inc.
7. 2017年8月15日開催の定時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。なお、資本準備金の減資割合は31.6%となっております。
8. 株式分割(1:10,000)によるものです。
9. 2018年8月21日開催の定時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。なお、資本金の減資割合は58.5%、資本準備金の減資割合は100%となっております。
10. 有償第三者割当
E種株式 発行価格 3,400円
資本組入額 1,700円
割当先 日本郵政キャピタル株式会社
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合
T. Rowe Price Japan Fund
A-Fund, L.P.
11. 2019年1月30日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、B種株主による種類株主総会、C種株主による種類株主総会、D種株主による種類株主総会及びE種株主による種類株主総会で定款変更が決議され各種類株式が廃止されたことを受け、2019年1月31日付でB種株式3,390,000株、C種株式2,360,000株、D種株式2,400,000株及びE種株式882,353株につき普通株式9,032,353株へ転換しております。これにより、発行済株式総数(普通株式)は9,032,353株増加し、29,432,353株となっております。

(4) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	15	5	—	12	33	—
所有株式数 （単元）	—	17,100	—	84,646	40,376	—	152,200	294,322	153
所有株式数の割合（%）	—	5.81	—	28.76	13.72	—	51.71	100	—

- （注） 1. 2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。これにより2018年6月15日付の発行済株式総数は28,547,145株増加し、28,550,000株となっております。
2. 2018年11月13日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による募集株式（E種株式）の発行を行っております。これにより、2018年12月4日付の発行済株式総数は882,353株増加し、29,432,353株となっております。
3. 2019年1月30日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、B種株主による種類株主総会、C種株主による種類株主総会、D種株主による種類株主総会及びE種株主による種類株主総会で定款変更が決議され各種類株式が廃止されたことを受け、2019年1月31日付でB種株式3,390,000株、C種株式2,360,000株、D種株式2,400,000株及びE種株式882,353株につき普通株式9,032,353株へ転換しております。これにより、発行済株式総数（普通株式）は9,032,353株増加し、29,432,353株となっております。
4. 2019年1月30日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2019年1月31日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,432,200	294,322	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 153	—	—
発行済株式総数	29,432,353	—	—
総株主の議決権	—	294,322	—

- (注) 1. 2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。これにより2018年6月15日付の発行済株式総数は28,547,145株増加し、28,550,000株となっております。
2. 2018年11月13日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による募集株式(E種株式)の発行を行っております。これにより、2018年12月4日付の発行済株式総数は882,353株増加し、29,432,353株となっております。
3. 2019年1月30日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、B種株主による種類株主総会、C種株主による種類株主総会、D種株主による種類株主総会及びE種株主による種類株主総会で定款変更が決議され各種類株式が廃止されたことを受け、2019年1月31日付でB種株式3,390,000株、C種株式2,360,000株、D種株式2,400,000株及びE種株式882,353株につき普通株式9,032,353株へ転換しております。これにより、発行済株式総数(普通株式)は9,032,353株増加し、29,432,353株となっております。
4. 2019年1月30日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2019年1月31日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、内部留保とのバランスを考慮して安定した配当を実施していくことを基本方針としております。しかしながら、本書提出日現在では事業も成長段階にあることから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

当事業年度におきましては、繰越利益剰余金がマイナスであること等から、当期の配当は見送りとしました。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定であります。

剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これら剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	寺田 親弘	1976年12月29日生	1999年4月 三井物産株式会社入社 2001年5月 Mitsui Comtek社シリコンバレー勤務 2006年2月 三井物産セキュアディレクション株式会社出向 経営管理部長 2007年6月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	10,920,000
取締役	Sansan事業部長 兼マーケティング 部部長兼サポ ート部部長兼 Global Department General Manager兼 Global Sales Development部 部長	富岡 圭	1976年5月26日生	1999年4月 日本オラクル株式会社入社 2006年6月 同社バンコク勤務 2007年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	1,050,000
取締役	Eight事業部長	塩見 賢治	1970年8月12日生	1994年4月 株式会社物産システムインテグレーション (現三井情報株式会社) 入社 2000年12月 三井物産株式会社Mitsui Comtek社出向 2005年4月 株式会社ウィズダムネットワークス入社 2006年6月 株式会社ユナイテッドポータル代表取締役社長就任 2007年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	620,000
取締役	CISO兼Data Strategy & Operation Center センタ ー長	常楽 諭	1975年12月29日生	1999年4月 日本ユニシス・ソフトウェア株式会社 (現日本ユニシス株式会社) 入社 2007年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	210,000
取締役	経営管理部部長	田中 陽	1975年8月4日生	1998年4月 三井物産株式会社入社 2005年9月 Mitsui India勤務 2008年10月 株式会社アイヴィジット出向 営業開発部長 2018年4月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	—	梶川 靖子 (旧姓 横澤)	1977年6月11日生	2002年10月 第一東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所入所 2010年4月 ヤフー株式会社出向 2017年1月 TMI総合法律事務所カウンセ ル就任 (現任) 2018年8月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	—	赤浦 徹	1968年8月7日生	1991年4月 日本合同ファイナンス株式 会社 (現株式会社ジャフ コ) 入社 1999年10月 インキュベイトキャピタル パートナーズ ゼネラルパ ートナー就任 (現任) 2007年8月 当社取締役就任 2015年8月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(注) 5	430,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	—	本多 央輔	1974年7月14日生	1996年4月 三菱商事株式会社入社 2005年4月 エイパックス・グロービス・パートナーズ株式会社 (現株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ) 入社 2007年11月 DCMベンチャーズ ゼネラル パートナー就任 (現任) 2018年4月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(注) 6	—
取締役 (監査等委員)	—	石川 善樹	1981年2月27日生	2004年3月 有限会社日本ヘルスサイエ ンスセンター 取締役就任 (現任) 2008年7月 MCCANNHEALTHCARE WORLDWIDE JAPAN入社 2008年11月 株式会社キャンサーズキャ ン 取締役就任 (現任) 2013年8月 株式会社ハビテック 取締 役就任 (現任) 2014年9月 株式会社Campus for H 取 締役就任 (現任) 2019年1月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(注) 7	—
計						13,230,000

- (注) 1. 梶川 靖子 (旧姓 横澤)、赤浦 徹、本多 央輔及び石川 善樹は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 梶川 靖子 (旧姓 横澤)、委員 赤浦 徹、委員 本多 央輔、委員 石川 善樹
3. 2018年8月21日開催の定時株主総会の終結の時から、2019年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2018年8月21日開催の定時株主総会の終結の時から、2020年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2017年8月15日開催の定時株主総会の終結の時から、2019年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2018年4月1日から、2019年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
7. 2019年1月30日開催の臨時株主総会の終結の時から、2020年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

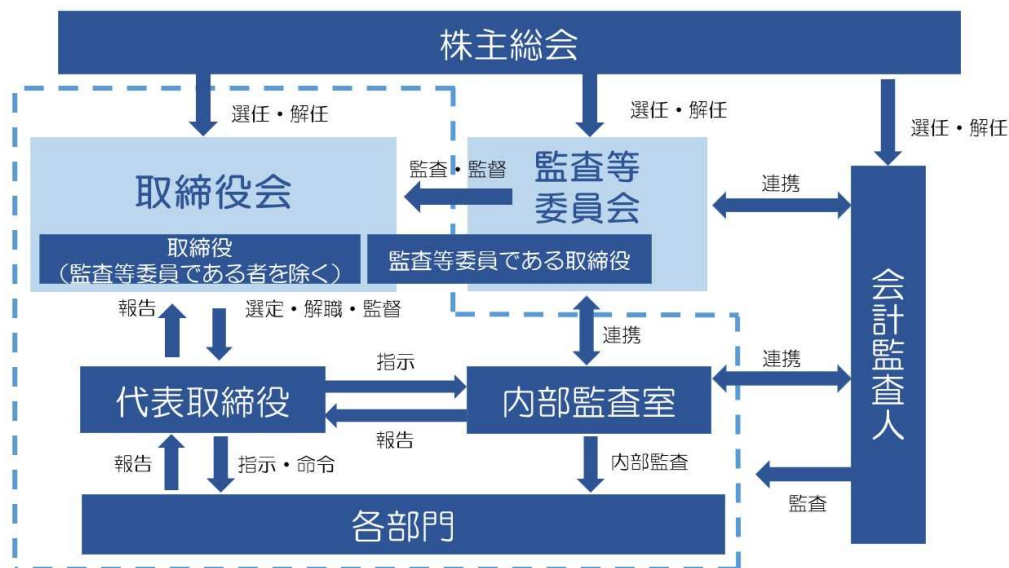
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制及びその体制を採用する理由

当社は、取締役による監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、経営の健全性と透明性を更に向上させることを目的として、2015年8月18日開催の定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりです。



(取締役会)

当社の取締役会は、監査等委員である取締役4名を含む取締役9名で構成されており、監査等委員である取締役は全員が社外取締役であります。社外取締役には、他の会社の役員経験を有する者等を招聘し、各自の豊富な実務経験に基づく企業経営に関する知見を活用するとともに、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令及び定款に則り、取締役の業務監督機関及び経営上の重要事項の意思決定機関として機能しております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名によって構成され、その全員が社外取締役であります。監査等委員である取締役には弁護士や企業経営について独立した観点を有する者も含まれており、各々の職業倫理の観点で経営監視が行われる体制を整備しております。

監査等委員である取締役は、取締役会その他において、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。

監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査・監督を行うため、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか、内部監査室及び会計監査人との会合も設け、監査に必要な情報の共有化を図っております。

② 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムを構築するとともに運用の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

- イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法令定款遵守体制）
 - ・取締役及び従業員は、当社の経営理念並びに行動準則である「Sansanのカタチ」に則り、法令及び定款を始めとする社内規程を遵守することはもとより、高い倫理観に基づく適正な企業活動を行う。
 - ・代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室による内部監査を実施し、法令や定款、社内規程等に基づく業務執行が行われているかを確認するとともに、発見された課題については、随時改善を図る。
- ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
 - ・取締役の職務執行に関する文書、帳票類、電磁的記録等の各種情報を「文書管理規程」に基づき、機密度に応じて分類の上、保存・管理する。
 - ・取締役は、当該文書及び記録を常時閲覧することができる。
- ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（損失危機管理体制）
 - ・当社の事業活動に潜在する各種リスクについては、社内規程及び対応体制の整備を通じ、適切に管理する。
 - ・個人情報の適切な取扱いを最重要視し、個人情報保護管理者を設けると共に、「個人情報保護基本規程」を中心とした各種社内規程を定め、個人情報管理に伴うリスクの極小化を図る。
 - ・情報システムにおけるセキュリティ及びリスク管理に関する責任と権限を有する最高情報責任者を選任し、「情報システム管理規程」を定め、情報セキュリティリスクの低減に努める。
 - ・当社に重大な損失の発生が予測される各種リスクが顕在化した場合、取締役は速やかに監査等委員会に報告を行う。
- ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率性確保体制）
 - ・取締役で構成する定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に則り、重要事項について審議・決定を行い、また業務執行取締役からの報告を受け、業務執行状況についての監督を行う。
 - ・「取締役会規程」をはじめとした社内規程を整備し権限及び責任を明確化することにより、適切かつ効率的な意思決定体制を構築する。
- ホ) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（企業集団内部統制）
 - ・当社の経営理念並びに行動準則である「Sansanのカタチ」について子会社とも共有し、当社グループ全体における業務運営の倫理上及び業務上の指針とする。
 - ・内部監査室は、当社及び子会社の業務運営が法令、定款、社内規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を実施する。
- ヘ) 財務報告に係る内部統制体制（財務報告の適正性を確保するための体制）
 - ・当社及び子会社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法その他当社及び子会社に適用される国内外の法令等に基づき、「財務報告に係る内部統制基本方針」をはじめとする社内規程を整備し、適切に運用する。
 - ・財務報告に関するモニタリング体制を整備・運用し、それらを通じて内部統制上の問題（不備）が把握された場合には、適時・適切に報告される体制を整備する。
 - ・IT（情報インフラ）について、財務報告に係る内部統制に関し有効かつ効率的に利用するとともに、それらの全般統制及び業務処理統制について適切に対応する。
- ト) 監査等委員会の職務を補助すべき事務局に関する事項、当該事務局員の独立性に関する事項及び当該事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項（監査等委員会事務局及び事務局員の設置）（監査等委員会事務局員の独立性）（監査等委員会事務局員への指示実効性確保）
 - ・監査等委員会に直属する事務局を設置し、監査等委員の職務補助に専従する事務局員を置く。
 - ・当該事務局員に対する指揮命令権限は監査等委員会に専属させ、その選任・異動・人事考課・処分等の人事に関する事項については、監査等委員会に事前通知の上、同意を得る。

チ) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制(監査等委員会への報告体制)

- ・取締役及び従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項や内部監査の実施状況を速やかに報告するとともに、監査等委員会からの要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
- ・「内部通報制度規程」を制定し、その定めに基づく運用により、適切な報告体制を確保するとともに、当該制度を利用して報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いを行わない。

リ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(監査等委員会監査の実効性確保のための体制)

- ・代表取締役社長は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図る。
- ・監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行う他、内部監査室とも連携し、随時情報交換を行う。
- ・監査等委員会がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、これに応じる。

なお上記に加え、当社は「贈収賄防止基本方針」及び「反社会的勢力に対する基本方針」を制定するとともに、社内外への掲示と運用を通じた遵守体制の確保及び維持により、公明正大かつ責任ある企業活動に努めております。

③ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

(内部監査)

当社の内部監査は、内部監査室所属の内部監査室長1名及び内部監査室長が指名する内部監査人4名が担当しております。内部監査は、当社の経営目標の達成と安定的な事業運営に寄与するために、当社にて整備・運用されている内部統制の有効性を検証・評価し、改善が必要な事項について指摘し且つ改善に向けた助言を行うことを目的としております。内部監査室は、事業年度毎に内部監査計画を作成し、代表取締役社長による承認を得た上で内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対して改善等のための指摘及び改善状況の確認を行います。内部監査は内部監査室に所属する1名、及び内部監査室から指名を受けた他の者が行っております。

内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(監査等委員会監査)

当社の監査等委員会は、社外取締役4名により構成されております。監査等委員会は内部統制システムを利用した監査を実施すべく、毎期策定される監査等委員会監査計画に基づき、当社において内部統制システムが適切に構築及び運用されているかを確認し、内部監査室による網羅的な監査実施状況について定期的に報告を受ける体制を整えるとともに、原則として月1回開催される監査等委員会において情報を共有しております。また内部監査室及び会計監査人とも定期的に会合を開催し、情報共有及び意見交換を行っております。

各監査等委員は取締役会等への出席を通じ、業務執行状況について報告を受け、またそれらに対し意見を述べることであり、その適法性及び妥当性について監査・監督を行い、適正な業務執行の確保を図っております。

なお、監査等委員である社外取締役 梶川靖子(旧姓 横澤)は弁護士の資格を有しており、その専門的立場から、当社の法務等に関する提言及び助言を行っております。

④ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人または同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。会計監査人は三様監査の観点より、定期的に監査等委員会及び内部監査室と会合を開催しており、情報共有及び意見交換を行っております。

業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成は以下の通りであります。なお、継続監査年数については、全員が7年未満であるため、記載を省略しております。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員・業務執行社員 金塚 厚樹
指定有限責任社員・業務執行社員 坂井 知倫
- ・監査業務における補助者の構成
公認会計士 4名
その他 1名

⑤ 社外取締役

提出日時点において、監査等委員である取締役4名全員は本書提出日現在の会社法における社外取締役であります。

社外役員の独立性に関する基準又は方針については特段定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係は以下の通りであります。

- イ) 社外取締役の梶川靖子（旧姓 横澤）は、弁護士としての企業法務やコンプライアンス等に関する専門的な知識を有しており、法律的側面からの意見具申等を期待して選任しております。当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
- ロ) 社外取締役の赤浦徹は、インキュベイトファンドのゼネラルパートナーとして、ベンチャーキャピタル事業における長期の職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しており、経営全般についての助言・提言を期待して選任しております。また、当社の普通株式を430,000株保有しているほか、同氏が間接的に関係しているファンドに対して当社も出資を行っておりますが、その他、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
- ハ) 社外取締役の本多央輔は、DCMベンチャーズのゼネラルパートナーとして、ベンチャーキャピタル事業における多彩な職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しており、経営全般についての助言・提言を期待して選任しております。また、同氏の所属するDCMベンチャーズが運用するファンドであるA-fund, L.P.、DCM Ventures China Fund(DCM VII), L.P.及びDCM VII, L.P.のそれぞれが保有する当社株式の総数は、普通株式3,510,000株であります。その他、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
- ニ) 社外取締役の石川善樹は、医学博士並びにデータサイエンティストとして、データ分析・活用領域における専門的かつ豊富な知識を有しており、また自身も創業並びに経営に携わる事業会社での職務経験を通じて培われた経営者観点での助言・提言を期待して選任しております。なお、当社の取締役就任以前より、同氏が所属する会社に対して当社グループはコンサルティング業務や分析業務等を委託しておりましたが、当社の取締役選任にあたり、それらの契約を解消しております。その他、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

⑥ 独立役員の構成に関する方針及び期待される役割を果たすための環境整備の状況

当社は、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者であるかを判断した上で、取締役会での議決権を有する社外取締役から指定することを基本方針としております。本方針に基づき、当社外取締役1名を独立役員として選定しております。また、独立役員は他の役員との連携を密にとることにより会社情報を共有し、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備する方針であります。

⑦ 役員報酬の内容

イ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役であるものを除く)	98,300	98,300	—	—	—	5
社外取締役 (監査等委員)	3,400	3,400	—	—	—	4

(注) 1. 取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額は、2019年1月30日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年1月30日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

ロ) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査等委員全員の協議により決定しています。取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等については、職務内容、実績、成果などを勘案し、取締役会の決議により決定しております。

⑧株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

⑨ 取締役の員数

当社は、取締役（監査等委員である者を除く。）は8名以内とする旨を定款に定めております。監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑬ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社は「反社会的勢力に対する基本方針」において反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たない旨を定めており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

取引先については、取引開始や契約更新のタイミングにおけるチェックを徹底しております。サービス約款や業務提携契約等の契約書面に、取引先が反社会的勢力ではない旨を表明・保証する項目を盛り込むとともに、事後的に取引先が反社会的勢力であることが判明した場合でも契約を解除できる内容としております。また、反社会的勢力の排除に関する社内規程を整備し、取引先に対し定期的な審査を実施しております。

⑭ 子会社及び関連会社に対する管理体制について

当社及びその子会社からなるグループ全体での事業運営の適正性を確保することを目的に「子会社管理規程」を制定し、当該規程に基づき子会社との間で経営管理契約を締結する等、グループガバナンスが機能する体制の整備を行っております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	9,250	—	9,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	9,250	—	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2016年6月1日から2017年5月31日まで）及び当連結会計年度（2017年6月1日から2018年5月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2016年6月1日から2017年5月31日まで）及び当事業年度（2017年6月1日から2018年5月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2018年12月1日から2019年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年6月1日から2019年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人など外部機関が開催する会計基準の変更等に関する研修に参加するとともに、必要に応じて監査法人との協議を実施しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年5月31日)	当連結会計年度 (2018年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,004,410	3,546,018
売掛金	165,448	207,224
前払費用	460,153	255,550
未収消費税等	—	82,380
その他	44,041	79,867
貸倒引当金	△5,057	△4,517
流動資産合計	2,668,996	4,166,523
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	163,425	222,633
減価償却累計額	△76,134	△119,759
建物及び構築物（純額）	87,290	102,873
その他	76,727	125,560
減価償却累計額	△50,264	△64,081
その他（純額）	26,463	61,478
有形固定資産合計	113,753	164,352
無形固定資産		
ソフトウェア	497,684	601,830
その他	772	620
無形固定資産合計	498,457	602,451
投資その他の資産		
敷金	207,229	358,313
その他	1,082	7,385
投資その他の資産合計	208,311	365,698
固定資産合計	820,523	1,132,502
資産合計	3,489,520	5,299,026

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年5月31日)	当連結会計年度 (2018年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,797	59,883
短期借入金	296,784	13,500
1年内返済予定の長期借入金	113,394	94,534
未払金	320,837	654,533
未払法人税等	7,176	24,258
未払消費税等	105,010	—
前受金	2,100,283	2,798,027
賞与引当金	99,585	133,416
その他	32,996	41,563
流動負債合計	3,109,865	3,819,717
固定負債		
長期借入金	190,602	127,706
その他	16,425	39,079
固定負債合計	207,027	166,785
負債合計	3,316,892	3,986,502
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,053,230	3,164,128
資本剰余金	—	1,443,034
利益剰余金	△873,688	△3,291,714
株主資本合計	179,541	1,315,448
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△6,914	△2,925
その他の包括利益累計額合計	△6,914	△2,925
純資産合計	172,627	1,312,523
負債純資産合計	3,489,520	5,299,026

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	5,333,436
売掛金	215,196
前払費用	305,268
その他	58,869
貸倒引当金	△4,738
流動資産合計	5,908,032
固定資産	
有形固定資産	308,704
無形固定資産	
ソフトウェア	771,276
その他	506
無形固定資産合計	771,783
投資その他の資産	
投資有価証券	893,800
その他	437,878
投資その他の資産合計	1,331,678
固定資産合計	2,412,166
資産合計	8,320,198
負債の部	
流動負債	
買掛金	85,424
短期借入金	72,000
1年内返済予定の長期借入金	141,237
未払金	654,957
未払法人税等	41,896
未払消費税等	136,321
前受金	3,051,072
賞与引当金	85,403
その他	102,967
流動負債合計	4,371,279
固定負債	
長期借入金	262,600
その他	49,396
固定負債合計	311,996
負債合計	4,683,276

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2019年2月28日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,812,501
資本剰余金	1,500,000
利益剰余金	△685,957
株主資本合計	3,626,544
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△285
その他の包括利益累計額合計	△285
新株予約権	10,663
純資産合計	3,636,922
負債純資産合計	8,320,198

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
売上高	4,839,233	7,324,098
売上原価	1,026,660	1,435,520
売上総利益	3,812,572	5,888,577
販売費及び一般管理費	※1 4,590,618	※1 8,950,032
営業損失(△)	△778,045	△3,061,454
営業外収益		
受取利息及び配当金	18	37
為替差益	1,935	495
助成金収入	5,054	3,271
解約違約金収入	896	4,514
その他	1,587	2,279
営業外収益合計	9,492	10,597
営業外費用		
支払利息	5,672	5,719
リース解約損	5,378	5,115
株式交付費	—	14,836
その他	451	486
営業外費用合計	11,502	26,158
経常損失(△)	△780,055	△3,077,015
特別損失		
固定資産除却損	※2 3,946	※2 1,528
特別損失合計	3,946	1,528
税金等調整前当期純損失(△)	△784,002	△3,078,543
法人税、住民税及び事業税	6,124	7,346
当期純損失(△)	△790,126	△3,085,890
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△790,126	△3,085,890

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
当期純損失(△)	△790,126	△3,085,890
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△2,762	3,989
その他の包括利益合計	※ △2,762	※ 3,989
包括利益	△792,888	△3,081,901
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△792,888	△3,081,901

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2019年2月28日)
売上高	7,361,986
売上原価	1,175,608
売上総利益	6,186,378
販売費及び一般管理費	6,841,380
営業損失(△)	△655,001
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,462
解約違約金収入	6,750
その他	3,840
営業外収益合計	12,054
営業外費用	
支払利息	3,506
リース解約損	8,836
為替差損	190
賃貸借契約解約損	16,130
株式交付費	10,530
その他	2,114
営業外費用合計	41,307
経常損失(△)	△684,255
特別利益	
新株予約権戻入益	4,725
特別利益合計	4,725
特別損失	
固定資産除却損	3,976
特別損失合計	3,976
税金等調整前四半期純損失(△)	△683,507
法人税、住民税及び事業税	5,397
四半期純損失(△)	△688,904
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△688,904

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

		当第3四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2019年2月28日)
四半期純損失(△)		△688,904
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		2,639
その他の包括利益合計		2,639
四半期包括利益		△686,264
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益		△686,264

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2016年6月1日 至 2017年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,412,604	1,008,689	△1,451,625	969,668
当期変動額				
資本金から資本剰余金への振替	△359,374	359,374	—	—
欠損填補	—	△1,368,063	1,368,063	—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△790,126	△790,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	△359,374	△1,008,689	577,937	△790,126
当期末残高	1,053,230	—	△873,688	179,541

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△4,152	△4,152	965,515
当期変動額			
資本金から資本剰余金への振替	—	—	—
欠損填補	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△790,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,762	△2,762	△2,762
当期変動額合計	△2,762	△2,762	△792,888
当期末残高	△6,914	△6,914	172,627

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,053,230	—	△873,688	179,541
当期変動額				
新株の発行	2,110,898	2,110,898	—	4,221,797
欠損填補	—	△667,864	667,864	—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	△3,085,890	△3,085,890
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	2,110,898	1,443,034	△2,418,026	1,135,906
当期末残高	3,164,128	1,443,034	△3,291,714	1,315,448

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△6,914	△6,914	172,627
当期変動額			
新株の発行	—	—	4,221,797
欠損填補	—	—	—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	△3,085,890
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,989	3,989	3,989
当期変動額合計	3,989	3,989	1,139,896
当期末残高	△2,925	△2,925	1,312,523

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△784,002	△3,078,543
減価償却費	236,126	366,437
株式交付費	—	14,836
固定資産除却損	3,946	1,528
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,096	△540
賞与引当金の増減額 (△は減少)	30,838	33,820
受取利息及び受取配当金	△18	△37
支払利息	5,672	5,719
売上債権の増減額 (△は増加)	△60,563	△41,779
前払費用の増減額 (△は増加)	△100,167	204,868
未収消費税等の増減額 (△は増加)	—	△79,009
その他の資産の増減額 (△は増加)	△11,908	△41,039
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,386	26,086
未払金の増減額 (△は減少)	△122,439	333,545
未払消費税等の増減額 (△は減少)	91,726	△104,907
前受金の増減額 (△は減少)	896,288	697,744
その他の負債の増減額 (△は減少)	2,801	16,679
その他	21,312	46,608
小計	208,325	△1,597,980
利息及び配当金の受取額	18	37
利息の支払額	△5,672	△5,719
法人税等の支払額	△3,762	△6,127
営業活動によるキャッシュ・フロー	198,909	△1,609,791
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△91,482	△72,188
無形固定資産の取得による支出	△250,515	△408,415
敷金の差入による支出	△36,301	△199,182
その他	1,372	600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△376,927	△679,187
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	89,949	△283,284
長期借入れによる収入	200,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△130,356	△131,756
株式の発行による収入	—	4,206,961
その他	△7,791	△15,434
財務活動によるキャッシュ・フロー	151,801	3,826,486
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,161	4,099
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△29,378	1,541,607
現金及び現金同等物の期首残高	2,033,789	2,004,410
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,004,410	※ 3,546,018

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

Sansan Global PTE.LTD.

Sansan Corporation

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

2016年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物、並びに一部の工具、器具及び備品については定額法を、その他については定率法を採用しております。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3~5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する分を計上しております。

- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資からなっております。
- (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

1. 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
Sansan Global PTE.LTD.
Sansan Corporation
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社数
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産
仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
イ 有形固定資産（リース資産を除く）
2016年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物、並びに一部の工具、器具及び備品については定額法を、その他については定率法を採用しております。
- ロ 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する分を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期日の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年5月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

当社が保有するソフトウェアのうち名刺入力系のソフトウェア等は、従来、耐用年数を5年として減価償却を行ってまいりましたが、当連結会計年度において耐用年数を3年に変更しております。

これは、技術開発・機能更新のスピードが当初の想定より早いため、稼働実態に即して3年に亘って費用配分することが当社の実態をより適切に反映できると判断したためであります。

この変更により当連結会計年度の減価償却費は70,712千円増加し、売上総利益が同額減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が同額増加しております。

(追加情報)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
広告宣伝費	1,573,483千円	4,478,273千円
給料手当及び賞与	1,210,291	1,591,023
賞与引当金繰入額	72,578	98,374

※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
建物及び構築物	659千円	一千円
ソフトウェア	3,286	1,528
計	3,946	1,528

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△2,762千円	3,989千円
その他の包括利益合計	△2,762	3,989

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,040	—	—	2,040
B種株式	339	—	—	339
C種株式	236	—	—	236
合計	2,615	—	—	2,615

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,040	—	—	2,040
B種株式	339	—	—	339
C種株式	236	—	—	236
D種株式(注)	—	240	—	240
合計	2,615	240	—	2,855

(注) D種株式の発行済株式数の増加240株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
現金及び預金勘定	2,004,410千円	3,546,018千円
現金及び現金同等物	2,004,410	3,546,018

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。資金調達については、必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入による調達で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金はすべてが1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で4年6ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,004,410	2,004,410	—
(2) 敷金	207,229	206,827	△401
資産計	2,211,640	2,211,238	△401
(1) 短期借入金	296,784	296,784	—
(2) 未払金	320,837	320,837	—
(3) 長期借入金 ※	303,996	304,211	215
負債計	921,617	921,832	215

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 敷金

敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、合理的な利率により割り引いた現在価値により算定しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,004,410	—	—	—
敷金	600	206,629	—	—
合計	2,005,010	206,629	—	—

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	296,784	—	—	—	—	—
長期借入金	113,394	97,884	74,718	12,000	6,000	—
合計	410,178	97,884	74,718	12,000	6,000	—

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。資金調達については、必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入による調達で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金はすべてが1年以内の支払期日であります。長期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で4年6ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,546,018	3,546,018	—
(2) 敷金	358,313	356,701	△1,611
資産計	3,904,331	3,902,720	△1,611
(1) 未払金	654,533	654,533	—
(2) 長期借入金 ※	222,240	222,776	536
負債計	876,773	877,310	536

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 敷金

敷金の時価は、将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、合理的な利率率により割り引いた現在価値により算定しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,546,018	—	—	—
敷金	430	352,283	5,600	—
合計	3,546,448	352,283	5,600	—

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	94,534	84,726	22,008	16,008	4,964	—
合計	94,534	84,726	22,008	16,008	4,964	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(2017年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2018年5月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2017年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2018年5月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式180,000株
付与日	2013年1月5日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2015年1月6日から 2022年8月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお2018年6月15日付株式分割(株式1株につき10,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2017年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2013年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	180,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	180,000

(注) 2018年6月15日付株式分割(株式1株につき10,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		2013年ストック・オプション
権利行使価格 (注)	(円)	60
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 2018年6月15日付株式分割(株式1株につき10,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社は未上場企業であることから、当時における直近の第三者割当増資の発行価格を参考に算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績に失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 140,524千円

②当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式180,000株
付与日	2013年1月5日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2015年1月6日から 2022年8月28日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。なお2018年6月15日付株式分割（株式1株につき10,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2018年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2013年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	180,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	100,000
未行使残	80,000

（注） なお2018年6月15日付株式分割（株式1株につき10,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		2013年ストック・オプション
権利行使価格 (注)	(円)	60
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 2018年6月15日付株式分割(株式1株につき10,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社は未上場企業であることから、当時における直近の第三者割当増資の発行価格を参考に算定した評価額に基づく単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績に失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額	135,926千円
②当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (2017年 5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2017年 5月31日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	1,013,562千円
減価償却超過額	111,102
賞与引当金	30,497
その他	25,654
小計	1,180,817
評価性引当額	△1,180,817
繰延税金資産 合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (2018年 5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2018年 5月31日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	1,818,910千円
減価償却超過額	197,364
賞与引当金	40,858
その他	45,903
小計	2,103,036
評価性引当額	△2,103,036
繰延税金資産 合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自 2016年 6月 1日 至 2017年 5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2017年 6月 1日 至 2018年 5月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っていません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っていません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算出しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社グループは、サービス別に事業部又は会社を置き、各事業部又は会社が提供するサービスについて、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業部又は会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「Sansan事業」、「Eight事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

報告セグメント	属するサービスの内容
Sansan事業	法人向け名刺管理サービス「Sansan」の提供
Eight事業	個人向けビジネスネットワークサービス「Eight」の提供

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	Sansan事業	Eight事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,663,401	175,831	4,839,233	—	4,839,233
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	4,663,401	175,831	4,839,233	—	4,839,233
セグメント利益又は損失(△)	960,334	△783,025	177,309	△955,354	△778,045
その他の項目					
減価償却費	145,210	43,642	188,852	47,274	236,126

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)及び減価償却費の調整額は、報告セグメントに配分していない全社費用の金額であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 セグメント資産及び負債については、資産及び負債に関する情報が最高意思決定機関に対して定期的に提供されておらず、また業績評価の対象となっていないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社グループは、サービス別に事業部又は会社を置き、各事業部又は会社が提供するサービスについて、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業部又は会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「Sansan事業」、「Eight事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は以下のとおりであります。

報告セグメント	属するサービスの内容
Sansan事業	法人向け名刺管理サービス「Sansan」の提供
Eight事業	個人向けビジネスネットワークサービス「Eight」の提供

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	Sansan事業	Eight事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,044,797	279,301	7,324,098	—	7,324,098
セグメント間の内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—
計	7,044,797	279,301	7,324,098	—	7,324,098
セグメント利益又は損失(△)	1,437,577	△2,964,347	△1,526,770	△1,534,683	△3,061,454
その他の項目					
減価償却費	224,891	83,692	308,583	57,854	366,437

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)及び減価償却費の調整額は、報告セグメントに配分していない全社費用の金額であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 セグメント資産及び負債については、資産及び負債に関する情報が最高意思決定機関に対して定期的に提供されておらず、また業績評価の対象となっていないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2016年6月1日 至 2017年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年6月1日 至 2017年5月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年6月1日 至 2017年5月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2016年6月1日 至 2017年5月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2016年6月1日 至 2017年5月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	寺田親弘	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 42.8	債務被保証	当社銀行借入の被保証	34,940	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長 寺田親弘より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。取引金額は、銀行借入については当連結会計年度末日現在の借入金残高を記載しております。

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）
該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

前連結会計年度（自 2016年6月1日 至 2017年5月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

	当連結会計年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)
1株当たり純資産額	△160.42円
1株当たり当期純損失金額(△)	△47.18円

- (注) 1. 1株当たり純資産額につきましては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、1株当たり当期純損失金額であることから記載しておりません。
3. 当社は、2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の割合をもって分割しております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算出しております。
4. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	△790,126
普通株主に帰属しない金額(千円)	172,261
(うち優先配当額(千円))	(172,261)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額(△)(千円)	△962,388
普通株式の期中平均株式数(株)	20,400,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数18個)。 なお新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

	当連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
1株当たり純資産額	△311.50円
1株当たり当期純損失金額(△)	△168.44円

- (注) 1. 1株当たり純資産額につきましては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、1株当たり当期純損失金額であることから記載しておりません。
3. 当社は、2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の割合をもって分割しております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算出しております。
4. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	△3,085,890
普通株主に帰属しない金額(千円)	350,386
(うち優先配当額(千円))	(350,386)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額(△)(千円)	△3,436,277
普通株式の期中平均株式数(株)	20,400,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数8個)。 なお新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

1. 株式分割

当社は、2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき以下の株式分割を行いました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家にとって、より投資しやすい環境を整えるためであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2018年6月14日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式、B種株式、C種株式並びにD種株式を、1株につき10,000株の割合をもって分割する。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数

普通株式	2,040株
B種株式	339株
C種株式	236株
D種株式	240株
合計	2,855株

今回の分割により増加する株式数

普通株式	20,397,960株
B種株式	3,389,661株
C種株式	2,359,764株
D種株式	2,399,760株
合計	28,547,145株

株式分割後の発行済株式総数

普通株式	20,400,000株
B種株式	3,390,000株
C種株式	2,360,000株
D種株式	2,400,000株
合計	28,550,000株

株式分割後の発行可能普通株式総数及び発行可能種類株式総数

普通株式	46,610,000株
B種株式	3,390,000株
C種株式	3,000,000株
D種株式	3,000,000株
合計	56,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2018年5月30日
基準日	2018年6月14日
効力発生日	2018年6月15日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2018年8月21日開催の第11期定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議し、当該決議について2018年9月26日に効力が発生しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を補填するとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金及び資本準備金の額の減少を行ったうえで、剰余金の処分を行うことを目的としております。

(2) 資本金及び資本準備金の減少に関する事項

会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

①減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額3,164,128,890円のうち1,851,627,369円減少して1,312,501,521円とします。

資本準備金の額1,443,034,516円のうち1,443,034,516円減少して0円とします。

②資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたします。なお、資本金の減少額1,851,627,369円及び資本準備金の減少額1,443,034,516円は、全額その他資本剰余金に振り替える処理（以下、「本振替処理」といいます。）を行います。

(3) 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生後、本振替処理により増加したその他資本剰余金3,294,661,885円を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損を填補いたします。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,294,661,885円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,294,661,885円

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少及び剰余金処分の日程

株主総会決議日 2018年8月21日

効力発生日 2018年9月26日

3. 第三者割当による新株の発行

当社は、2018年11月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を行うことについて決議し、2018年12月4日に払込が完了いたしました。

(1) 発行する株式の種類及び数

E種株式882,353株

(2) 発行価額

1株につき3,400円

(3) 発行価額の総額

3,000,000,200円

(4) 発行価額の総額のうち資本へ組み入れる額

1,500,000,100円

(5) 払込期日

2018年12月4日

(6) 割当先及び株式数

第三者割当の方法により、以下の通り割り当てております。

日本郵政キャピタル株式会社	529,411株
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合	185,295株
T. Rowe Price Japan Fund	117,647株
A-Fund, L.P.	50,000株

(7) 資金使途

自己資本と手元資金の充実を図り、継続して事業展開を加速させてまいります。

4. 種類株式の廃止並びに普通株式への転換

2019年1月30日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、B種株主による種類株主総会、C種株主による種類株主総会、D種株主による種類株主総会及びE種株主による種類株主総会で定款変更が決議され各種類株式が廃止されたことを受け、2019年1月31日付でB種株式3,390,000株、C種株式2,360,000株、D種株式2,400,000株及びE種株式882,353株につき普通株式9,032,353株へ転換しております。これにより、発行済株式総数（普通株式）は9,032,353株増加し、29,432,353株となっております。

種類株式の普通株式への転換状況

(1) 転換株式数

B種株式	3,390,000株
C種株式	2,360,000株
D種株式	2,400,000株
E種株式	882,353株

(2) 転換により増加した普通株式数 9,032,353株

(3) 増加後の発行済普通株式数 29,432,353株

5. 単元株制度の採用

当社は、2019年1月30日開催の臨時株主総会決議に基づき定款の一部を変更し、2019年1月31日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 新設した単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(3) 新設の日程

効力発生日 2019年1月31日

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間
(自 2018年6月1日
至 2019年2月28日)

減価償却費 331,424千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2019年2月28日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2018年8月21日開催の定時株主総会において、欠損の填補を目的とする無償減資について決議し、2018年9月26日を効力発生日として資本金1,851,627千円及び資本剰余金1,443,034千円が減少し、利益剰余金3,294,661千円が増加しております。また2018年12月4日を払込期日とする第三者割当増資の実施により資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,500,000千円増加しております。この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,812,501千円、資本剰余金が1,500,000千円、利益剰余金が△685,957千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2019年2月28日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	Sansan事業	Eight事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,982,603	379,383	7,361,986	—	7,361,986
セグメント間の内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—
計	6,982,603	379,383	7,361,986	—	7,361,986
セグメント利益又は損失 (△)	1,969,968	△907,819	1,062,149	△1,717,151	△655,001

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△1,717,151千円は、報告セグメントに配分していない全社費用の金額であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2019年2月28日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△32円25銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (千円)	△688,904
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(千円)	△688,904
普通株式の期中平均株式数(株)	21,359,481
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第2回新株予約権 新株予約権の数 45,000個 (普通株式 45,000株) 第3回新株予約権 新株予約権の数 330,525個 (株式の数 330,525株) 第4回新株予約権 新株予約権の数 534,611個 (株式の数 534,611株)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないこと、1株当たり四半期純損失金額であることから記載しておりません。
2. 2018年5月29日開催の取締役会決議により、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	296,784	13,500	1.48	—
1年以内に返済予定の長期借入金	113,394	94,534	1.23	—
1年以内に返済予定のリース債務	9,298	17,860	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	190,602	127,706	1.23	2019年～2022年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	15,994	37,841	—	2019年～2023年
合計	626,073	291,442	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	84,726	22,008	16,008	4,964
リース債務	14,722	11,625	8,238	3,254

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年5月31日)	当事業年度 (2018年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,745,654	3,345,337
売掛金	※ 165,574	※ 207,459
仕掛品	587	383
前払費用	459,515	254,928
未収消費税等	—	80,177
その他	※ 45,873	※ 79,587
貸倒引当金	△5,057	△4,517
流動資産合計	2,412,148	3,963,356
固定資産		
有形固定資産		
建物	86,498	102,173
工具、器具及び備品	8,520	14,813
リース資産	17,894	46,665
その他	792	700
有形固定資産合計	113,705	164,352
無形固定資産		
特許権	314	231
商標権	457	388
ソフトウェア	497,684	601,830
無形固定資産合計	498,457	602,451
投資その他の資産		
関係会社株式	461,313	197,812
敷金	207,229	357,831
長期前払費用	1,082	7,385
投資その他の資産合計	669,624	563,028
固定資産合計	1,281,788	1,329,832
資産合計	3,693,936	5,293,188

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年5月31日)	当事業年度 (2018年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,797	59,883
短期借入金	296,784	13,500
1年内返済予定の長期借入金	113,394	94,534
リース債務	9,254	17,860
未払金	313,875	652,076
未払法人税等	7,176	24,258
未払消費税等	105,010	—
前受金	2,100,283	2,798,027
預り金	21,216	19,203
賞与引当金	99,585	133,416
その他	1,166	1,140
流動負債合計	3,101,543	3,813,901
固定負債		
長期借入金	190,602	127,706
リース債務	15,994	37,841
その他	430	1,237
固定負債合計	207,027	166,785
負債合計	3,308,570	3,980,687
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,053,230	3,164,128
資本剰余金		
資本準備金	—	1,443,034
資本剰余金合計	—	1,443,034
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△667,864	△3,294,661
利益剰余金合計	△667,864	△3,294,661
株主資本合計	385,365	1,312,501
純資産合計	385,365	1,312,501
負債純資産合計	3,693,936	5,293,188

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当事業年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
売上高	※1 4,834,293	※1 7,318,337
売上原価	1,026,660	1,435,520
売上総利益	3,807,632	5,882,817
販売費及び一般管理費	※1, ※2 4,463,669	※2 8,889,759
営業損失(△)	△656,036	△3,006,942
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	18	37
為替差益	2,180	898
助成金収入	5,054	3,271
解約違約金収入	896	4,514
その他	1,587	2,005
営業外収益合計	9,736	10,726
営業外費用		
支払利息	5,664	5,719
リース解約損	5,378	5,115
株式交付費	—	14,836
その他	451	486
営業外費用合計	11,493	26,158
経常損失(△)	△657,793	△3,022,373
特別損失		
関係会社株式評価損	—	263,500
固定資産除却損	3,946	1,528
特別損失合計	3,946	265,029
税引前当期純損失(△)	△661,740	△3,287,403
法人税、住民税及び事業税	6,124	7,258
当期純損失(△)	△667,864	△3,294,661

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2016年6月1日 至 2017年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,412,604	992,013	16,676	1,008,689
当期変動額				
資本金からその他資本剰余金への振替	△359,374	—	359,374	359,374
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	△992,013	992,013	—
欠損填補	—	—	△1,368,063	△1,368,063
当期純損失（△）	—	—	—	—
当期変動額合計	△359,374	△992,013	△16,676	△1,008,689
当期末残高	1,053,230	—	—	—

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△1,368,063	△1,368,063	1,053,230	1,053,230
当期変動額				
資本金からその他資本剰余金への振替	—	—	—	—
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	—	—	—
欠損填補	1,368,063	1,368,063	—	—
当期純損失（△）	△667,864	△667,864	△667,864	△667,864
当期変動額合計	700,199	700,199	△667,864	△667,864
当期末残高	△667,864	△667,864	385,365	385,365

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,053,230	—	—	—
当期変動額				
新株の発行	2,110,898	2,110,898	—	2,110,898
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	△667,864	667,864	—
欠損填補	—	—	△667,864	△667,864
当期純損失（△）	—	—	—	—
当期変動額合計	2,110,898	1,443,034	—	1,443,034
当期末残高	3,164,128	1,443,034	—	1,443,034

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△667,864	△667,864	385,365	385,365
当期変動額				
新株の発行	—	—	4,221,797	4,221,797
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	—	—	—
欠損填補	667,864	667,864	—	—
当期純損失（△）	△3,294,661	△3,294,661	△3,294,661	△3,294,661
当期変動額合計	△2,626,797	△2,626,797	927,135	927,135
当期末残高	△3,294,661	△3,294,661	1,312,501	1,312,501

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式については、移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品については、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

2016年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物、並びに一部の工具、器具及び備品については定額法を、その他については定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3~5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する分を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

当事業年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式については、移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

2016年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物、並びに一部の工具、器具及び備品については定額法を、その他については定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する分を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

当社が保有するソフトウェアのうち名刺入力系のソフトウェア等は、従来、耐用年数を5年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において耐用年数を3年に変更しております。

これは、技術開発・機能更新のスピードが当初の想定より早いため、稼働実態に即して3年に亘って費用配分することが当社の実態をより適切に反映できると判断したためであります。

この変更により当事業年度の減価償却費は70,712千円増加し、売上総利益が同額減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が同額増加しております。

(追加情報)

前事業年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2017年5月31日)	当事業年度 (2018年5月31日)
短期金銭債権	2,971千円	433千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当事業年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,508千円	2,216千円
販売費及び一般管理費	16	—

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度33.4%、当事業年度50.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度66.6%、当事業年度49.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当事業年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
広告宣伝費	1,481,722千円	4,443,566千円
給料手当及び賞与	1,184,341	1,575,274
賞与引当金繰入額	71,733	98,303
減価償却費	50,372	64,229

(有価証券関係)

前事業年度 (2017年5月31日)

関係会社株式 (貸借対照表計上額は461,313千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2018年5月31日)

関係会社株式 (貸借対照表計上額は197,812千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2017年5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2017年5月31日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	978,245千円
減価償却超過額	111,102
賞与引当金	30,497
その他	25,654
繰延税金資産小計	1,145,500
評価性引当額	△1,145,500
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度 (2018年5月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年5月31日)
繰延税金資産	
繰越欠損金	1,776,757千円
減価償却超過額	197,364
関係会社株式評価損	80,696
賞与引当金	40,858
その他	45,903
繰延税金資産小計	2,141,579
評価性引当額	△2,141,579
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

1. 株式分割

当社は、2018年5月29日開催の取締役会決議に基づき以下の株式分割を行いました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家にとって、より投資しやすい環境を整えるためであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2018年6月14日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式、B種株式、C種株式並びにD種株式を、1株につき10,000株の割合をもって分割する。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数

普通株式	2,040株
B種株式	339株
C種株式	236株
D種株式	240株
合計	2,855株

今回の分割により増加する株式数

普通株式	20,397,960株
B種株式	3,389,661株
C種株式	2,359,764株
D種株式	2,399,760株
合計	28,547,145株

株式分割後の発行済株式総数

普通株式	20,400,000株
B種株式	3,390,000株
C種株式	2,360,000株
D種株式	2,400,000株
合計	28,550,000株

株式分割後の発行可能普通株式総数及び発行可能種類株式総数

普通株式	46,610,000株
B種株式	3,390,000株
C種株式	3,000,000株
D種株式	3,000,000株
合計	56,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2018年5月30日
基準日	2018年6月14日
効力発生日	2018年6月15日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報）の各数値は、それぞれ次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年6月1日 至 2017年5月31日)	当事業年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)
1株当たり純資産額	△149.99円	△311.50円
1株当たり当期純損失金額(△)	△41.18円	△178.68円

2. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2018年8月21日開催の第11期定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議し、当該決議について2018年9月26日に効力が発生しております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を補填するとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金及び資本準備金の額の減少を行ったうえで、剰余金の処分を行うことを目的としております。

(2) 資本金及び資本準備金の減少に関する事項

会社法第447条第1項及び同法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

①減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額3,164,128,890円のうち1,851,627,369円減少して1,312,501,521円とします。

資本準備金の額1,443,034,516円のうち1,443,034,516円減少して0円とします。

②資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたします。なお、資本金の減少額1,851,627,369円及び資本準備金の減少額1,443,034,516円は、全額その他資本剰余金に振り替える処理（以下、「本振替処理」といいます。）を行います。

(3) 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生後、本振替処理により増加したその他資本剰余金3,294,661,885円を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損を填補いたします。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,294,661,885円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,294,661,885円

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少及び剰余金処分の日程

株主総会決議日 2018年8月21日

効力発生日 2018年9月26日

3. 第三者割当による新株の発行

当社は、2018年11月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行を行うことについて決議し、2018年12月4日に払込が完了いたしました。

(1) 発行する株式の種類及び数

E種株式882,353株

(2) 発行価額

1株につき3,400円

(3) 発行価額の総額

3,000,000,200円

(4) 発行価額の総額のうち資本へ組み入れる額

1,500,000,100円

(5) 払込期日

2018年12月4日

(6) 割当先及び株式数

第三者割当の方法により、以下の通り割り当ております。

日本郵政キャピタル株式会社	529,411株
SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合	185,295株
T. Rowe Price Japan Fund	117,647株
A-Fund, L.P.	50,000株

(7) 資金使途

自己資本と手元資金の充実を図り、継続して事業展開を加速させてまいります。

4. 種類株式の廃止並びに普通株式への転換

2019年1月30日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、B種株主による種類株主総会、C種株主による種類株主総会、D種株主による種類株主総会及びE種株主による種類株主総会で定款変更が決議され各種類株式が廃止されたことを受け、2019年1月31日付でB種株式3,390,000株、C種株式2,360,000株、D種株式2,400,000株及びE種株式882,353株につき普通株式9,032,353株へ転換しております。これにより、発行済株式総数（普通株式）は9,032,353株増加し、29,432,353株となっております。

種類株式の普通株式への転換状況

(1) 転換株式数

B種株式	3,390,000株
C種株式	2,360,000株
D種株式	2,400,000株
E種株式	882,353株

(2) 転換により増加した普通株式数 9,032,353株

(3) 増加後の発行済普通株式数 29,432,353株

5. 単元株制度の採用

当社は、2019年1月30日開催の臨時株主総会決議に基づき定款の一部を変更し、2019年1月31日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 新設した単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(3) 新設の日程

効力発生日 2019年1月31日

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	86,498	59,586	—	43,910	102,173	119,423
	工具、器具及び備品	8,520	12,602	—	6,310	14,813	30,710
	リース資産	17,894	42,447	493	13,183	46,665	31,172
	その他	792	—	—	92	700	1,234
	計	113,705	114,636	493	63,497	164,352	182,540
無形固定資産	特許権	314	—	—	83	231	—
	商標権	457	—	—	68	388	—
	ソフトウェア	497,684	412,361	5,474	302,740	601,830	—
	計	498,457	412,361	5,474	302,892	602,451	—

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	青山オーバル12階増床工事	18,323千円
	福岡支店移転工事	14,470千円
ソフトウェア	Sansan事業のアプリケーションに関するソフトウェア	296,666千円
	名刺データ化に関するソフトウェア	113,193千円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,057	4,517	5,057	4,517
賞与引当金	99,585	133,416	99,585	133,416

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日及び毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://jp.corp-sansan.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2016年8月10日	インキュベイトキャピタル4号投資事業有限責任組合 清算人 赤浦 徹	東京都港区南麻布5-9-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ジャパン・スプレッド・パートナーズⅢ投資事業有限責任組合 SBI - HIKARI P. E. 株式会社 代表取締役 萩原 裕英	東京都港区六本木1-6-1	-	普通株式 60	現物配当による 無償の移動	ファンドの解散による出資者への組合財産の分配(現物配当)
2016年8月10日	インキュベイトキャピタル4号投資事業有限責任組合 清算人 赤浦 徹	東京都港区南麻布5-9-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	赤浦 徹	東京都港区	特別利害関係者等(当社の取締役)	普通株式 43	現物配当による 無償の移動	ファンドの解散による出資者への組合財産の分配(現物配当)
2016年8月10日	インキュベイトキャピタル4号投資事業有限責任組合 清算人 赤浦 徹	東京都港区南麻布5-9-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社光通信 代表取締役 重田 康光	東京都豊島区西池袋1-4-10	-	普通株式 36	現物配当による 無償の移動	ファンドの解散による出資者への組合財産の分配(現物配当)
2016年8月10日	インキュベイトキャピタル4号投資事業有限責任組合 清算人 赤浦 徹	東京都港区南麻布5-9-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社サイバーエージェント 代表取締役 社長 藤田 晋	東京都渋谷区道玄坂1-12-1	-	普通株式 9	現物配当による 無償の移動	ファンドの解散による出資者への組合財産の分配(現物配当)
2016年8月10日	インキュベイトキャピタル4号投資事業有限責任組合 清算人 赤浦 徹	東京都港区南麻布5-9-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	WMグロース3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 WMパートナーズ株式会社 代表取締役 松本 守祥	東京都千代田区麹町3-2	-	普通株式 2	現物配当による 無償の移動	ファンドの解散による出資者への組合財産の分配(現物配当)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年8月25日	角川 素久	東京都三鷹市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Sansan従業員持株会 理事長 千住 洋	東京都渋谷区神宮前5-52-2	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 16	134,510,304 (8,406,894) (注) 4.	所有者の事情(持株会への譲渡を通じた社員への株式付与希望)による
2017年11月7日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 有馬 英二	東京都千代田区丸の内1-6-6	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ジー・エス・グロース・インベストメント合同会社 職務執行者 鎌田 和博	東京都港区六本木6-10-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 130	1,989,522,080 (15,304,016) (注) 4.	所有者の事情(ファンド運用方針の変更)による
2017年11月7日	寺田 親弘	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	A-Fund, L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 28	428,512,448 (15,304,016) (注) 4.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2017年11月7日	田中 潤二 (注) 6.	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社の取締役)	ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 水川 篤彦	東京都港区芝3-33-1	—	普通株式 8	122,432,128 (15,304,016) (注) 4.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年11月7日	ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社 代表取締役 有馬 英二	東京都千代田区丸の内1-6-6	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A-Fund, L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 2	30,608,032 (15,304,016) (注) 4.	所有者の事情(ファンド運用方針の変更)による
2017年11月7日	塩見 賢治	東京都新宿区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	A-Fund, L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 2	30,608,032 (15,304,016) (注) 4.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2017年11月7日	常楽 論	東京都中央区	特別利害関係者等(当社の取締役)	A-Fund, L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 2	30,608,032 (15,304,016) (注) 4.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2017年11月7日	富岡 圭	神奈川県鎌倉市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	A-Fund, L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 1	15,304,016 (15,304,016) (注) 4.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2018年1月31日	角川 素久	東京都三鷹市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Sansan従業員持株会 理事長 千住 洋	東京都渋谷区神宮前5-52-2	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 8	67,255,152 (8,406,894) (注) 4.	所有者の事情(持株会への譲渡を通じた社員への株式付与希望)による
2018年6月28日	角川 素久	千葉県市原市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Sansan従業員持株会 理事長 千住 洋	東京都渋谷区神宮前5-52-2	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 30,000	25,230,000 (841) (注) 4.	所有者の事情(持株会への譲渡を通じた社員への株式付与希望)による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年1月31日	-	-	-	DCM Ventures China Fund (DCM VII), L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種株式 △1,630,000 D種株式 △400,000 普通株式 2,030,000	-	(注) 7.
2019年1月31日	-	-	-	株式会社 INCJ 代表取締役社長 勝又 幹英	東京都千代田区丸の内 1-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種株式 △1,740,000 普通株式 1,740,000	-	(注) 7.
2019年1月31日	-	-	-	株式会社 S M B C 信託銀行(特定運用金外信託口 契約番号 12100440) 代表取締役 藏原 文秋	東京都港区西新橋 1-3-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種株式 △1,710,000 普通株式 1,710,000	-	(注) 7.
2019年1月31日	-	-	-	A-Fund, L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種株式 △690,000 D種株式 △190,000 E種株式 △50,000 普通株式 930,000	-	(注) 7.
2019年1月31日	-	-	-	EETクリーンテック投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社環境エネルギー投資 代表取締役 河村 修一郎	東京都品川区東五反田 5-11-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種株式 △690,000 普通株式 690,000	-	(注) 7.

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2016年6月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受けまたは譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための

事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるかとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができますとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員、並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、当事者間での協議の上、決定しております。

5. 2018年5月29日開催の取締役会決議により、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割前の移動に係る「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

6. 田中潤二は、2018年3月31日付で当社取締役を退任いたしました。

7. 2019年1月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年1月31日付で定款の一部変更を行い、B種株式、C種株式、D種株式及びE種株式に関する定款の定めを廃止したことにより、B種株式、C種株式、D種株式及びE種株式はそれぞれ普通株式になっております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式（1）	株式（2）
発行年月日	2017年7月28日	2018年12月4日
種類	D種株式	E種株式
発行数	240株 (注) 8.	882,353株
発行価格	17,590,823円 (注) 3. 8.	3,400円 (注) 3.
資本組入額	8,795,412円	1,700円
発行価額の総額	4,221,797,520円	3,000,000,200円
資本組入額の総額	2,110,898,880円	1,500,000,100円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.

項目	新株予約権（1）	新株予約権（2）	新株予約権（3）
発行年月日	2018年6月16日	2019年1月31日	2019年1月31日
種類	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権
発行数	普通株式 180,000株	普通株式 330,525株	普通株式 534,611株
発行価格	1,795円 (注) 4.	3,400円 (注) 3.	3,417円 (注) 4.
資本組入額	898円	1,700円	1,709円
発行価額の総額	323,100,000円	1,123,785,000円	1,826,765,787円
資本組入額の総額	161,640,000円	561,892,500円	913,650,199円
発行方法	2018年5月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2019年1月9日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	2019年1月9日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 5.	(注) 5.	(注) 6.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規則に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当て（募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを含む。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当

てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含む。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2018年5月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 発行価格は、DCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して決定した行使価格、及び一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定しております。
5. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
6. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者の間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権（1）	新株予約権（2）	新株予約権（3）
行使時の払込金額	1,760円	3,400円	3,400円
行使期間	2020年6月1日から 2028年6月1日まで	2021年2月1日から 2029年1月8日まで	2020年9月1日から 2029年1月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

8. 2018年5月29日開催の取締役会決議により、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式（1）に関する「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社SMB C信託銀行（特定運用金外信託口契約番号12100440） 代表取締役 古川 英俊	東京都港区西新橋 1-3-1	銀行業	171	3,008,030,733 (17,590,823)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
DCM Ventures China Fund(DCM VII), L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	投資業	40	703,632,920 (17,590,823)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
A-Fund, L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	投資業	19	334,225,637 (17,590,823)	特別利害関係者等（大株主上位10名）
salesforce.com, inc. EVP Corporate Development and Salesforce Ventures John Somorjai (常任代理人) 株式会社セールスフォース・ドットコム 資本金 13,928百万ドル (注) 3	The Landmark @ One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA, USA	クラウド・ソーシャル・モバイルのテクノロジーを企業で活用するためのクラウドアプリケーション及びクラウドプラットフォームの提供	6	105,544,938 (17,590,823)	—
DCM VII, L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	投資業	4	70,363,292 (17,590,823)	—

- (注) 1. 株式会社SMB C信託銀行（特定運用金外信託口 契約番号12100440）は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
2. 2018年5月29日開催の取締役会決議により、2018年6月15日付で株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式に関する割当株数及び価格（単価）は株式分割前の割当株数及び価格（単価）で記載しております。
3. 資本金は、Common StockとAdditional Paid-in Capitalの合計額（2019年1月31日時点）であります。

株式（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
日本郵政キャピタル株式会社 代表取締役 千田 哲也 資本金 15億円	東京都千代田区大手町 2-3-1	投資業	529,411	1,799,997,400 (3,400)	—
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 川島 克哉	東京都港区六本木 1-6-1	投資業	185,295	630,003,000 (3,400)	—
T. Rowe Price Japan Fund Archibald Ciganer	100 East Pratt Street Baltimore, MD 21202, United States	投資業	117,647	399,999,800 (3,400)	—

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
A-Fund, L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	投資業	50,000	170,000,000 (3,400)	特別利害関係者等（大株主上位10名）

新株予約権（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
田中 陽	東京都世田谷区	会社役員	45,000	80,775,000 (1,795)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 権利を放棄した新株予約権を減じて記載しております。

新株予約権（2）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
橋本 宗之	東京都港区	会社員	27,000	91,800,000 (3,400)	当社執行役員
加藤 容輔	東京都足立区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員
藤倉 成太	東京都新宿区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員
千住 洋	東京都小平市	会社役員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員 特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
宍倉 功一	東京都杉並区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員
大間 祐太	埼玉県川口市	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員
池上 光一	千葉県柏市	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員
大西 勝也	東京都世田谷区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員
田邊 泰	東京都板橋区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員
小川 泰正	東京都世田谷区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
大津 裕史	東京都北区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員
西澤 恭介	東京都目黒区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社執行役員
永井 晋平	神奈川県川崎市 高津区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社従業員
杉村 宏治	東京都世田谷区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社従業員
中村 成寿	福岡県福岡市 西区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社従業員
本山 祐希	東京都世田谷区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社従業員
神原 淳史	東京都渋谷区	会社員	960	3,264,000 (3,400)	当社従業員
福田 一紀	東京都千代田区	会社役員	960	3,264,000 (3,400)	当社従業員 特別利害関係者等 (当社子会社取締役)

(注) 新株予約権証券の目的である株式の総数が959株以下である当社又は当社子会社の従業員(特別利害関係者等を除く)380名(退職等の理由により権利を喪失した者は除く)、その割当株式の総数283,710株に関する記載は省略しております。

新株予約権(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
串田 隆徳	東京都千代田区	税理士	534,611	1,826,765,787 (3,417)	(注)

(注) 新株予約権信託の受託者として付与しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

表中に含まれるもの以外の移動の状況については、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年1月31日	—	—	—	salesforce.com, inc. EVP Corporate Development and Salesforce Ventures John Somorjai (常任代理人) 株式会社セールスフォース・ドットコム	The Landmark @ One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA, USA	—	D種株式 △60,000 普通株式 60,000	—	(注)
2019年1月31日	—	—	—	DCM VII, L.P. Matthew C. Bonner	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA94025	—	D種株式 △40,000 普通株式 40,000	—	(注)
2019年1月31日	—	—	—	日本郵政キャピタル株式会社 代表取締役 千田 哲也	東京都千代田区大手町2-3-1	—	E種株式 △529,411 普通株式 529,411	—	(注)
2019年1月31日	—	—	—	SBI AI&Blockchain 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	—	E種株式 △185,295 普通株式 185,295	—	(注)
2019年1月31日	—	—	—	T. Rowe Price Japan Fund Archibald Ciganer	100 East Pratt Street Baltimore, MD 21202, United States	—	E種株式 △117,647 普通株式 117,647	—	(注)

(注) 2019年1月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年1月31日付で定款の一部変更を行い、D種株式及びE種株式に関する定款の定めを廃止したことにより、D種株式及びE種株式はそれぞれ普通株式になっております。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
寺田 親弘（注） 1. 2. 5.	東京都渋谷区	10,920,000	35.90
DCM Ventures China Fund(DCM VII), L.P.（注） 2.	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA 94025	2,030,000	6.67
株式会社INCJ（注） 2.	東京都千代田区丸の内1-4-1	1,740,000	5.72
株式会社SMB C信託銀行（特定運用 金外信託口 契約番号12100440） （注） 2.	東京都港区西新橋1-3-1	1,710,000	5.62
Sansan従業員持株会（注） 2.	東京都渋谷区神宮前5-52-2	1,470,000	4.83
ジー・エス・グロース・インベストメ ント合同会社（注） 2.	東京都港区六本木6-10-1	1,300,000	4.27
A-Fund, L.P.（注） 2.	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA 94025	1,280,000	4.21
富岡 圭（注） 2. 3. 5.	神奈川県鎌倉市	1,050,000	3.45
ニッセイ・キャピタル5号投資事業有 限責任組合（注） 2.	東京都千代田区丸の内1-6-6	900,000	2.96
EETクリーンテック投資事業有限責任組 合（注） 2.	東京都品川区東五反田5-11-1	690,000	2.27
塩見 賢治（注） 3.	東京都新宿区	620,000	2.04
ジャパン・スプレッド・パートナーズ Ⅲ投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1-6-1	600,000	1.97
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂1-12-1	590,000	1.94
串田 隆徳（受託者）（注） 8.	東京都千代田区	534,611 (534,611)	1.76 (1.76)
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	529,411	1.74
R I P 2号R&D投資組合	東京都中央区銀座8-4-17	500,000	1.64
赤浦 徹（注） 4.	東京都港区	430,000	1.41
ニッセイ・キャピタル6号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区丸の内1-6-6	420,000	1.38
salesforce.com, inc.	The Landmark @ One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA, USA	410,000	1.35
角川 素久	Rotorua, New Zealand	370,000	1.22
株式会社 光通信	東京都豊島区西池袋1-4-10	360,000	1.18
ジャパン・コインベスト投資事業有 限責任組合	東京都港区芝3-33-1	330,000	1.08
株式会社日本経済新聞社	東京都千代田区大手町1-3-7	230,000	0.76
常楽 論（注） 3.	東京都中央区	210,000	0.69
DCM VII, L.P.	2420 Sand Hill Road Suite 200 Menlo Park, CA 94025	200,000	0.66
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組 合	東京都港区六本木1-6-1	185,295	0.61

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
T. Rowe Price Japan Fund	100 East Pratt Street Baltimore, MD 21202, United States	117,647	0.39
田中 潤二	東京都新宿区	80,000 (80,000)	0.26 (0.26)
ブログビジネスファンド投資事業有限 責任組合	東京都渋谷区桜丘町26-1	70,000	0.23
永井 晋平（注）7.	神奈川県川崎市高津区	50,960 (960)	0.17 (0.00)
杉村 宏治（注）7.	東京都世田谷区	50,960 (960)	0.17 (0.00)
田中 陽（注）3. 5.	東京都世田谷区	45,000 (45,000)	0.15 (0.15)
鹿沼 昭彦	神奈川県藤沢市	30,000	0.10
橋本 宗之（注）6.	東京都港区	27,000 (27,000)	0.09 (0.09)
WMグロース3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区麴町3-2	20,000	0.07
丸山 智雄	東京都世田谷区	10,000	0.03
渋谷 淳一	Milano, Italia	10,000	0.03
加藤 容輔（注）6.	東京都足立区	960 (960)	0.00 (0.00)
藤倉 成太（注）6.	東京都新宿区	960 (960)	0.00 (0.00)
千住 洋（注）5. 6.	東京都小平市	960 (960)	0.00 (0.00)
宍倉 功一（注）6.	東京都杉並区	960 (960)	0.00 (0.00)
大間 祐太（注）6.	埼玉県川口市	960 (960)	0.00 (0.00)
池上 光一（注）6.	千葉県柏市	960 (960)	0.00 (0.00)
大西 勝也（注）6.	東京都世田谷区	960 (960)	0.00 (0.00)
田邊 泰（注）6.	東京都板橋区	960 (960)	0.00 (0.00)
小川 泰正（注）6.	東京都世田谷区	960 (960)	0.00 (0.00)
大津 裕史（注）6.	東京都北区	960 (960)	0.00 (0.00)
西澤 恭介（注）6.	東京都目黒区	960 (960)	0.00 (0.00)
中村 成寿（注）7.	福岡県福岡市西区	960 (960)	0.00 (0.00)
本山 祐希（注）7.	東京都世田谷区	960 (960)	0.00 (0.00)
神原 淳史（注）7.	東京都渋谷区	960 (960)	0.00 (0.00)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
福田 一紀（注） 5. 7.	東京都千代田区	960 (960)	0.00 (0.00)
その他380名（注） 7.	—	283,710 (283,710)	0.93 (0.93)
計	—	30,418,994 (986,641)	100.00 (3.24)

（注） 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の取締役、なお監査等委員を除く）

4. 特別利害関係者等（当社の監査等委員である取締役）

5. 特別利害関係者等（当社の子会社の取締役）

6. 当社の執行役員

7. 当社または当社子会社の従業員

8. 新株予約権信託の受託者

9. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

10. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2019年5月13日

Sansan株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金塚 厚樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSansan株式会社の2016年6月1日から2017年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Sansan株式会社及び連結子会社の2017年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2019年5月13日

Sansan株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金塚 厚樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSansan株式会社の2017年6月1日から2018年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Sansan株式会社及び連結子会社の2018年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年11月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行について決議し、2018年12月4日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2019年5月13日

Sansan株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金塚 厚樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSansan株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2018年12月1日から2019年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年6月1日から2019年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Sansan株式会社及び連結子会社の2019年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

2019年5月13日

Sansan株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金塚 厚樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSansan株式会社の2016年6月1日から2017年5月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Sansan株式会社の2017年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2019年5月13日

Sansan株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金塚 厚樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSansan株式会社の2017年6月1日から2018年5月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Sansan株式会社の2018年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年11月13日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行について決議し、2018年12月4日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

